

予算特別委員会会議録(2)(令和7年4定)			
日 時	令和7年12月11日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時33分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	中村(吉宏)委員長、横尾副委員長、新井田・松井・平戸・白濱・中鉢・下兼・高橋各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した中村吉宏です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、横尾委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松井委員、中鉢委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。酒井委員が松井委員に、松岩委員が中鉢委員に、面野委員が下兼委員に、前田委員が平戸委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○中鉢委員

◎住居表示について

まず、昨日の一般質問で答弁いただきました住居表示についてです。

昨日の御答弁ですと、この先40年から50年は部屋番号に住居番号を付した制度が残ることになると思います。

運転免許証などの例を挙げて説明いただきましたが、集合住宅における小樽市特有の住居表示を改めるのが難しい理由を再度詳しく御説明いただきたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

昨日の一般質問で市長が答弁しておりますが、電気やガス、運転免許証のほか、キャッシュカード、クレジットカード、土地・建物を所有している方でしたら不動産登記、会社の場合は法人登記といったものなどの住所変更を居住者自身が行う必要が生じることのほか、変更を希望する方としない方がいた場合、同じ集合住宅内で住居表示が混在すると、より分かりづらくなることも理由と考えております。

○中鉢委員

では、そういたしますとほかの自治体がどうなのかということも気になるわけですが、小樽市として同様の住居表示を行っている自治体を確認しているのか、お尋ねします。

○（生活環境）戸籍住民課長

小樽市を除きます道内主要9市のうち、8市につきましては、平成25年10月に改めた後の現在の本市とほぼ同様の表示をしており、1市につきましては、部屋番号は住居表示に含めず、肩書に入れていると確認しております。

○中鉢委員

ただ、住居表示の変更は、例えば番地のところに新たに街区符号を付する住所変更もあるわけで、全く変更が不可能というのはないのではないかと思います、引き続き検討していただきたいと思います。

今度は一戸建ての話なのですが、街区番号を付した頃からどんどん時間がたって、その頃は比較的大きい敷地、例えば庭つきの大きい戸建てが主流であったものが、今はなかなかそういう大きい家が建てられずに、私の実家の近くの90坪ぐらいある敷地の家がなくなって、その後、30坪の三つの区画に分けて家が建つというケースがありました。今後こういう一戸建てはどんどん小さくなっていくことが考えられる中で、住居表示の中の何番何号の部

分の下枝番が必要になってくると思います。

実際に、小樽市でも同じ住居表示の中に家が3軒あるケースがありますが、是正するために改める考えはないのかも併せて確認したいと思います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

一戸建ての住宅につきましても、集合住宅同様、電気やガス、運転免許証などの住所変更を居住者自身が行う必要が生じることのほか、変更を希望する方としない方がいた場合、同一区域の中で住居表示が混在するといったことが生じます。こういったことの影響を改める場合の付番の仕方など、これらのことは重要なことでありますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○中鉢委員

例えば、同じ住所に3軒あったとして、よくある佐藤や中村などという名字であれば、重なる可能性もありますし、それこそ旧姓使用などという部分も含めていくと、誤配や遅配につながるものだとも思いますので、ぜひとも前向きに検討いただきたいと思います。

◎記念碑などの管理について

続きまして、記念碑などの管理についてということで質問したいと思います。

記念碑と言っても多くの種類があると思いますけれども、市で把握しているものとして、どのような種類があるのか、御説明ください。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

市では、市内にあります記念碑等を一覧にして把握してございます。その一覧の中では記念碑、文学碑、歌碑、句碑、詩碑、像、その他モニュメントなどがございます。

○中鉢委員

その記念碑等は団体が管理しているものもあれば、市で管理しているものもあるかと思えます。

そこで、市で管理している記念碑の数をお聞かせください。そして、管理は記念碑の性質によっても変わるかと思いますが、どのような部署で管理しているのかもお示してください。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

市で管理しております記念碑の数は、令和7年8月1日現在で70基となります。

また、管理している部署につきましては、記念碑の目的や立地場所などによって異なっておりまして、公園内のものにつきましては建設部公園緑地課、学校内にあるものは教育部施設管理課、展望台など観光地にあるものは観光振興室など、記念碑等により様々な部署が管理してございます。

○中鉢委員

市内にも多くの記念碑がありまして、碑ではなくても像もそうですけれども、このたび国の重要文化財に指定されました小樽港の北防波堤、南防波堤、島防波堤を設計された港湾工学の父と呼ばれております広井勇氏の像や、赤い靴の親子像は日本郵船前の運河公園にありますし、旭展望台には薄暗いときに行くと声を上げる方もいらっしゃるのですが、小林多喜二の顔が組み込まれた像など記念碑があります。

恐らく一番有名であろう記念碑といいますか、像は、運河プラザの前のぶん公ではないのかと思います。ぶん公のように人通りがあるところもあれば、人通りもなく、寒くなっても服を着せてもらうこともなく、ひっそりと注目されることのない記念碑が市内にも数多くあると思います。

今年9月に、移動中にラジオを聞いていましたら、イラストレーターでCSの旅番組のリポーターをされているという手塚越子さんという方が、新光町にある並木凡平歌碑を探そうとされたようなのです。ちなみに、私は存じ上げなかったのですが、調べますと、並木凡平は明治終わりから昭和12年まで活動された歌人であり、小樽市にも小樽新聞社の記者として数年住んで、口語短歌の先駆者と言われていたようであります。

その歌碑は新光町の国道5号沿いの新幹線の残土処分場へ上がっていく道の近くで、交通整理をされている方にこの手塚さんがお聞きしながら探して、周辺をぐるぐる回ったようでありました。新光町は番地表示ですので、なかなか正確な住所がスマートフォンやナビで出てこなかったと。

最終的に交通整理をしている方に、その碑のことについてお聞きしたようでありました。そうすると、発見に至るのですが、その交通整理をしている同僚と思しき方がお聞きしたところ、「それは草がやばかったので、昨日草を刈った場所ですね」という言葉を言って、その場所が分かったという落ちなのです。小樽市民、ましてや小樽市議会議員ともなると笑えない落ちでありまして、私も確認してまいりました。多少の草こそありましたが、歌碑全体は比較的きれいで、文字も白く塗られていて、よい状態でありました。

歌碑には、「廃船のマストにけふも浜がらす鳴いて日暮れる張碓の浜」とありました。昭和13年に並木凡平さんの門下生によって建てられて、歌碑自体はもっと古いのですけれども、その説明の碑は昭和45年に造られており、小樽凡平会とありまして、その横には小樽市教育委員会の文字もありました。

そこで質問に戻りますが、この歌碑の管理は市で行っているのか。市で行っているとすればどの部署が行っていて、どのような管理をしているのか、お答えください。

○(教育)文学館副館長

この碑につきましては、市の窓口としては市立小樽文学館となっておりますが、管理は行ってございません。

この歌碑は、平成元年頃に建立者である青空詩社が管理できなくなり、その後は朝里地区のボランティアの方々が管理していると聞いております。

また、市立小樽文学館が窓口となっているのは、並木凡平という文学者に対する問合せ等に対する窓口ということでございます。

○中鉢委員

この場所は、先ほど国道5号沿いの残土処分場に向かうところと聞きましたけれども、朝里不動尊の敷地内にあるように感じるのですが、この場所が小樽市の土地であるのか、お尋ねいたします。

○(教育)文学館副館長

小樽市の所有ではございません。

○中鉢委員

今、土地についてお聞きしましたが、記念碑などを市で管理する基準のようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

こういった記念碑などを市で管理するかにつきましては、明確な規定はございません。その記念碑などの目的などを勘案しまして、個別に判断するものと考えてございます。

○中鉢委員

並木凡平歌碑については、全道へのラジオで取り上げられてしまいました。今年1月から3月まで文学館は、並木凡平展も行った後の今回の話でございますので、ボランティアの方が管理ということでございますが、市も何かしらの手助けをされるなど、今後の管理についてもう少し取り組んでいただければという希望を申し上げます。

次に、銭函地区の話になります。

銭函という地域は小樽市の地名の由来であるオタルナイという集落がもともとあり、また北海道の開拓史の仮役所が設けられ、北海道初のスキーの競技会が行われたり、北海道初のゴルフ場、海水浴場も蘭島ではなくて銭函のほうが1か月早かったという話もございます。

小樽市の歴史というと、とにかく中心地ばかりの話が多くて、ただ、同等の歴史が銭函地区にもあるわけがございます。ただ、残念ながら、この中心部と比べると、いかんせん記念碑などが残っていない傾向にあります。

そこで質問いたしますが、銭函から張碓までの小・中学校の郷土学習についてどのようなことを学習しているのか、説明をお願いいたします。

○(教育)学校教育支援室瀧口主幹

銭函から張碓までの小・中学校の郷土学習につきましては、銭函、桂岡、張碓地区の小学校では、地域の自然や歴史を学ぶ取組や、地域の企業から講師を招いた職業講話などを行っております。

自然環境については、小学校6年生が理科の時間で張碓の恵比寿島で地層を観察するなど、地域の自然を直接体験しながら学習しています。

歴史に関する学習については、小学校3年生から6年生の児童が総合的な学習の時間で国道5号の成り立ちや張碓の歴史、地域の地名や建物の移り変わりなどについて調べ学習を行うとともに、小樽市総合博物館の学芸員や地域の方から話を聞くことで、地域についての理解を深めております。

○中鉢委員

中心地だけではなくて、生徒・児童が住む地域の学習もしっかりしていただいているという部分を理解いたしました。

私も質問の場で何度かお話ししていると思うのですが、張碓峠というものがある部分での分水嶺になっていて、例えば買物ですと、ウイングベイ小樽もいいけれども、発寒のイオンのほうがお店は充実しているとか、病院も、小樽市立病院は新しくなったけれども、手稲溪仁会病院にかかりたいとか、飲みに出るのも、花園は駅から離れるから手稲でいいという話を、悲しいかな、銭函地区や張碓地区で聞くことがあります。

しかし、札幌市を見ている人が多いものの、銭函から張碓地区にかけてというのは、ほかの地域からその地域を選んで移り住んでいる人が多い地域であります。もともと住んでいれば郷土愛ですが、移り住んだわけですから、その人たちは地域への郷土愛というよりも、むしろシビックプライドを持っている人が多いのではないかと肌で感じるがあります。

ただ、その子供や孫の世代は自分で移り住んだわけではありませんので、住民にとって住みやすく、愛着を持てる地域を目指した制度や環境を整備することは、これからの世代のシビックプライド、郷土愛の醸成において重要な行政の役割ではないかと思えます。

先ほど触れましたけれども、スキー場、ゴルフ場が近くて、海もあって札幌市も近くていいというのは、これが地域のよさであり、100年前に銭函に住んだ方も同じような銭函のよさを享受したのだと思えます。

それで、ゴルフ場の話なのです。小樽カントリー倶楽部は旧コースですが、その一角に馬頭観音があります。ここに競馬場があった証とも言えるものだと思います。

市で銭函に競馬場があったのは把握されていると思いますが、馬頭観音があることを把握されているのか質問いたします。また、市内に残る馬頭観音と、その管理について分かればお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

銭函の馬頭観音につきましては、市で把握しております一覧には載っておらず、市としては把握してございません。また、その他市内の馬頭観音につきましても把握してございません。

○中鉢委員

私も競馬をたしなむのですが、地域の草競馬のようなものはそれぞれの地域全国各地に大なり小なりあったようでして、私も今回調べて分かったのですが、潮見台の上にもあったようです。そこから銭函に移って、昭和23年から昭和28年までの5年間ですが、国が競馬法で認める北海道営の競馬場でありました。北海道で競馬法が認められた競馬場は四つまでとされておりまして、その一つが銭函にあった小樽競馬場でありました。

当初はかなりの売上げを上げて盛況であったようです。札幌競馬場に移って代わられて幕を閉じましたが、今でもゴルフ場の旧コースから、蹄鉄が見つかったりするという話も以前からお聞きしております。

その馬頭観音は少し変わったものでして、墓石に近いようなものになっております。馬頭観音の碑には斜めにひびが入ってしまっていて、両サイドに灯籠があるのですが、その灯籠の傘も壊れています。

現在、敷地内であることから、小樽カントリー旧コースの方が草刈りと、年に1度、銭函のお寺の御住職を呼んで供養していただいている状態であると聞いております。今は、御厚意で草刈りと御供養して下さっていますが、記念碑を直すまでは難しいというお話も聞いております。

歴史的価値があると思いますし、数少ない銭函地区に残る貴重な記念碑であると思うのですが、この馬頭観音の歴史的史料価値について見解をお伺いいたします。

○(教育) 総合博物館主幹

小樽市総合博物館としましては、史実に関連するものには歴史的史料価値はあるという認識でいます。

この馬頭観音は、北海道営の競馬場がかつてあった場所に残されていますが、それが競馬場の関連の資料であるならば、そこに競馬場があったことを語り継ぐという観点で、歴史的史料価値はあるという認識は持っております。

○中鉢委員

では、市がこの馬頭観音の管理や修復することができるのかをお尋ねしたいと思います。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

この銭函の馬頭観音の管理修復についてでございますが、記念碑等は基本的には建立者や所有者が維持管理をするべきものと考えてございます。

今回の馬頭観音につきましては、民有地にあり、また、市が建立したものではないということであれば、市での管理修復は難しいものと考えているところでございます。

○中鉢委員

◎おたるプレミアム付商品券について

次に、おたるプレミアム付商品券についてであります。

私は、実は前回のおたるプレミアム付商品券を買いに行くのが遅くなってしまって、買えませんでした。今回は買うことができまして、上限の3冊を購入後に、追加でもう1冊購入できるという御案内をいただいて、それも買いまして、合計4冊購入させていただきました、もう既に使い切っております。

今回を含めて過去3回分のおたるプレミアム付商品券の販売総額とプレミアム率についてお尋ねいたします。

○(産業港湾) 鈴木主幹

過去3回ということで令和3、4、5年度と、今回の令和7年度についてでございます。令和3年度は販売総額7億8,000万円、プレミアム率30%。令和4年度は販売総額8億4,500万円、プレミアム率30%、令和5年度は販売総額9億1,000万円、プレミアム率30%、今回、令和7年度につきましては予算ベースではございますが、販売総額9億円、プレミアム率20%でございます。

○中鉢委員

今回は20%になったというのがポイントであろうかと思えます。

今回、追加の御案内をいただいたということは、当初見込んでいた販売冊数に至らなかったという解釈でよいのか。また、前回の私のように申し込んだのだけれども、期日までに購入しなかった人が多くいたからなのか、追加販売に至った理由をお聞かせください。

○(産業港湾) 鈴木主幹

おっしゃるとおり、総販売冊数に満たず、また期日までに購入しない方もいらっしゃったため、追加販売を実施しております。

○中鉢委員

市とすれば、地域経済を考えて少しでも地域に還元されるように、また、小樽市の地場の事業者を応援する意味

合いで2種類の地域応援券と市内共通券を設定したものであると考えています。

ただ、使用できるお店が少し減っているのではないかと御指摘も受けるのですけれども、使用できるお店の件数を、今回を含め、また過去3回分の推移をお示してください。

○(産業港湾)鈴木主幹

令和3年度は1,171店舗、令和4年度は1,216店舗、令和5年度は1,133店舗、今回、令和7年度は現時点での件数でございますが1,049店舗でございます。

○中鉢委員

使用できるお店が減ったという話で、実施のたびにしっかりブラッシュアップされていると思いますが、そのベースになるものが利用者のアンケートであるとも思います。

利用者のおたるプレミアム付商品券のアンケートはいつから実施していて、どのようなツールを使っているものなのか、お聞かせください。

○(産業港湾)鈴木主幹

おたるプレミアム付商品券は平成27年度に初回を実施しているのですけれども、そのときから購入者にアンケート用紙を配布してのアンケートの実施や、令和3年度からは、今回と同じく基本的には専用ホームページでのウェブアンケートですが、紙でのアンケートを御希望いただいた方には用紙をお渡しして紙での受付を行っております。

○中鉢委員

市民の方から、「中鉢さん、プレミアム付商品券のアンケート、私、途中でやめました」というお話をお聞きしました。その方は私と同世代の方で、どういう理由でやめたのか深く聞かずに、後日、私もアンケートに回答しようと思ったのですが、実はやめてしまいました。

設問の多さもあるのですけれども、どの業種のどのお店で何を買って、そのうちで使った地域応援券が幾らで、市内共通券が幾らで、差額は幾ら現金で払ったかという設問や、市内の14の商店街の名前があって、どこで利用しましたかと。家計簿をつけていても、どの券を何枚というとは分からないと思いますし、初めて聞いた商店街もありますし、その商店街の境界も多くの方は分からないのではないかと思います。大変市民の方も苦慮されたと思います。

そこで、今回、回答された方の中から300名に1,000円分のクオカードをプレゼントとなっております、私も若干それに目がくらんだのですけれども、アンケートに最後までたどり着いた人は何人いるのでしょうか。今回の購入者数と最新のアンケートの回答件数をお聞かせください。

○(産業港湾)鈴木主幹

事業を実施途中のため、現時点での数値にはなりますが、購入者数は約2万5,000人、アンケート回答件数は約1,000件となっております。

○中鉢委員

約1,000件もあるというのは驚きでした。約1,000件と、しっかり集まっているのであれば、ブラッシュアップもできるのかと思います。

アンケートは統計の基本ですけれども、サンプル数が多いほうが正確な分析ができますし、世代、性別にばらつきのないサンプルを集めないと、偏りが出てしまうのはお分かりかと思いますが。我々の世界でも、国政選挙の前などにいろいろな調査が行われます。今だと、調査は固定電話ですと高齢者の方のサンプルが多くなってしまいますし、ネットに偏ってしまうと逆の若い世代が多くなったりします。最近は携帯電話への調査が主流になってきています。

約1,000名が回答したというのは驚きですけれども、今回のアンケートを最後まで回答できる人は、私が想像するに、家計簿をしっかりとつけていて、家族が何人もいるとそれを集約するのは難しいですから家族が少なくて、そし

て一定程度のスマートフォン操作ができて、時間に余裕がある人。

約1,000件ということですが、きっと偏ったサンプルになるのではないかとと思うのですが、今回のアンケートについて市民の方から意見は寄せられていないのでしょうか。寄せられているとしたら、どのようなものか。また今回のアンケートの設問についてどのように考えているのか、サンプルの偏りが出ているかなど、お尋ねいたします。

○(産業港湾) 鈴木主幹

数件ですけれども、設問数が多いという御意見をいただいておりますが、この設問につきましては事業効果をしっかり把握するために設定しております。また、毎回幅広い年代の方から回答がございまして、大変貴重なデータと御意見をいただけていることから、アンケートの設問については適切であり、サンプルの偏りも出ていないものと考えております。

○中鉢委員

件数もしっかり集まっていて、偏りもないということであれば、私の見間違いかという理解をいたしました。

次に、物価高対策として、重点支援地方交付金の補正予算が組まれまして、この議会でもいろいろな議論がされております。この交付金は地方自治体の創意工夫を生かし、それぞれの地域に合った物価高対策を機動的に行える交付金であります。ほかの自治体の例なども調べますと、いろいろ出てきておりますので、機動的かつ効果的な活用をお願いしたいと思います。

◎銭函市民センターの指定管理について

次に、銭函市民センターの指定管理についてお聞きしようと思います。

来年度から指定管理者を募る説明会を開催したということですが、いつ開催され、事業者はどれだけ集まったのか、お尋ねします。

○(生活環境) 角澤主幹

指定管理者の公募の説明会でございますが、令和7年9月24日の午後2時から銭函市民センターで実施いたしました。参加した事業者は4者ございました。

○中鉢委員

今回、事業者が決まらなかったと聞いておりますが、どのような過程でそうなったのか、これからの銭函市民センターの指定管理はどうなっていくのかをお伺いします。

○(財政) 契約管財課長

選定の過程と選定されなかった理由等につきましては、応募した事業者の数は1事業者で、11月12日に選考委員会を実施し、事業者からのヒアリングを行いました。その選考委員会の中で、事業者からの申請書類やヒアリングに基づき、当該施設の管理を安定して行うことができるか、効果的かつ効率的な管理ができるか及び使用について公正性及び公平性の確保ができるかについて総合的に審査を行い選考評価表に基づき採点したところ、合計の評点が100点中60点に達していないこと及び特定の評価項目の評点が低いことから、指定管理者候補者としては選定するに適當でないとされたためであります。

○(生活環境) 角澤主幹

次年度以降の管理運営のことにつきましてでございます。今回、選考委員会において、候補者として適當ではないという結果でございましたので、選択肢といたしましては、任意による指定管理の選考か、直営ということになるかと思いますが、現在検討しているところでございます。どの方法により運営していくかは現時点でお示しすることはできませんが、いずれにしましても、新年度の運営に支障がないように協議を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○平戸委員

◎給食費について

まず、給食費について伺います。

給食費の無償化について、一昨日、国と都道府県で負担を折半するという案が全国知事会に示されたという報道がなされました。依然として、合計幾らまでが国と都道府県で負担されるのかについてはまだ示されていない状況だと思いますし、正式に政府から示されたわけでもありませんので、現段階ではということになりますが、ひとまず市町村が負担する形ではなくてよかったと私は感じています。

代表質問の中でいろいろと給食費についてお聞きしてまいりまして、給食の質の確保に関しては、児童・生徒の心身の健全な発達に資するために、これまでと同等水準の質の維持が必要で、食材料費の確保が必要という御答弁をいただきました。給食の質をこれからも確保するという決意だと私としては理解しております。

次の質の向上を考える上でというところで、保護者負担をしていただくことに対して理解をいただく必要があるという答弁がありました。

改めて、現在の保護者負担額について御説明願いたいと思います。

○(教育)学校給食センター副所長

現在の保護者負担額につきまして、令和7年度の保護者負担額はいずれも月額で小学校低学年が4,150円、小学校高学年が4,250円、中学校1、2年生が5,060円、中学校3年生が4,930円となっております。

○平戸委員

その保護者負担分からはみ出ている分で、小学校高学年を例にすると食材料費でトータルで5,300円ほどかかっていることが代表質問で示されておりまして、その差額の1,050円については本市がこれまでも交付金を活用するなどして負担してきている状況と思います。

こうした交付金を使って保護者負担を軽減しているというのを全ての保護者に理解していただくよう努めていかなければならないとは思いますが、なかなか難しいのも現状と思います。

現在の保護者負担額について、保護者から理解は得られていると考えていらっしゃるのか、お答えください。

○(教育)学校給食センター副所長

令和4年度以降、保護者負担額を据え置いていることや、保護者負担額に対する苦情やお問合せがないなどのことから、保護者からは一定の御理解を得られていると考えております。

○平戸委員

一定の理解が得られているということで、私もそのように思っております。

来年からの無償化後に、例えば給食の質を相当上げたとしても、現在の保護者負担額を上回ることは起こり得ないと思いますし、それはこの国の政策の意図に反することになるように感じます。すなわち、必ず保護者負担は今後、下がるというのが確実と思います。

現在でも今の給食費に対して、一定程度の保護者負担の理解を得られている状況ということであれば、保護者負担が今の額よりは必ず下がるということなので、今後も保護者負担については理解が得られると考えていいと思

ますが、いかがでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

これにつきまして、いろいろなお考えがあると思うのですが、現在、国が無償化をうたっている中で、保護者負担を残すということへの違和感や、中学校はまだ無償化について何も示されていないこと、それにより材料費を上げてしまうと現在よりも保護者負担が増えてしまうということになります。

あと、給食にかかわらず、昨今あらゆる物価が上昇しておりまして、これらのことを考えると、現時点で保護者全体の理解を得ることは難しいのかと考えます。

○平戸委員

今、食材料費を上げたときに保護者の負担が増えてしまうというお言葉がありましたが、保護者負担としては増えているのですが、保護者が払う額としては下がっているのです、そこを私としては理解していただけるのではないかと考えております。

次に、保護者負担を残す理由としてもう一つ、食のありがたみを保護者や児童・生徒に今後も理解してもらうように努めていただきたいという観点で、保護者負担を残すことが必要と考えておりますが、いかがでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

現在、まだ無償化の制度設計が示されておらず、給食費無償化に伴う国の支援が十分でない場合の保護者負担については、市長部局と協議してまいりたいと考えており、食のありがたみについては日々の給食指導や学習機会の中で、児童・生徒に理解していただけるように今後も引き続き努めることも大事ではないかと考えます。

○平戸委員

今後、人口が減少していった提供数が減少することによって、食材料費の調達コストが上昇して、1食当たりの食材料費は上昇していくだろうということが代表質問の中でお答えとしてありました。

昨年については米の価格が一気に高騰してしまったりという影響もあったのだらうと思いますが、給食の中でお米と牛乳にかかる金額が大きいとお聞きしております。1食当たり幾らほどかかっているのか、お聞かせください。

○(教育)学校給食センター副所長

小学校高学年の例で申し上げますと、1食当たりは現在331.37円となっており、そのうち米、いわゆる御飯につきましては96.16円、牛乳につきましては60.41円、元の331.37円から除いた残りが、おかずとして174.8円となっております。

○平戸委員

おかずに対しては170円ほどということですが、その中で、おいしい献立を考えるというのはすごく難しいこと、食材料費がどんどん上がっている中で、おかずを決められた金額でやるとなると、なかなか選ぶ食材にも制限が出てくるようにも思います。

その中で食材料費をトータルとして上げて、おかずの内容を充実させていきたいと言ったほうが良いと思うのですが、その必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

○(教育)学校給食センター副所長

おかずの内容につきましては、主食や牛乳も含め文部科学省から示されている給食の摂取基準に基づき、エネルギーや栄養素を計算し、適切な内容で提供する必要があること、アレルギー対応の複雑化によるリスクなどを考慮しなければならないことに加え、センターが一度に調理できるメニューの上限や、品数が増えることによる配送能力の確認、まだ中学校が無償化されていないことなど様々な要因があるため、現在一概に判断しづらいと考えます。

○平戸委員

いろいろな食材を選んでいかなければいけないというときに、例えば、このお金があれば地場産品、小樽市のものを選んで食べさせてあげられるといったことも考えられるので、検討していただきたいと思います。

中学校については、現段階ではまだお話は来ておりませんが、今後、無償化されるという報道もされております。給食の質を向上できるタイミングについてはなかなか来るものでもないと思いますので、ぜひ今回の国の給食費の無償化、小学校の無償化というタイミングで、今後の子供たちの健やかな成長のためにという観点で給食の質の向上を考えていただきたいと思います。

◎産後ケアについて

次に、産後ケアについて質問していきたいと思います。

令和7年度当初予算では227万9,000円だったのが、補正予算388万6,000円が組まれて総額616万5,000円となるということです。

本市の産後ケア事業についての説明などは省きますが、デイケア型のロング及びショート、アウトリーチ型と3種類ありまして、本年度からはデイケア型ショートで1歳未満までと受入れの幅が広がりました。育児で悩んでいる方や育児に少し疲れてしまっている方々にとって非常に喜ばしいことであると思います。

そこで、令和6年度の当初予算と決算額についてお聞かせください。

○(こども未来) こども家庭課長

令和6年度の当初予算額は176万3,000円で、決算額は153万715円となっております。

○平戸委員

令和6年度決算額150万円程度だったということで、本年にかけて需要が急激に伸びていると思っております。

急激に需要が伸びた影響はどういうものなのか、そこについても説明していただきたいと思います。

○(こども未来) こども家庭課長

委託先の小樽協会病院におきまして、環境改善などによりまして当該事業の利用者が大幅に増えたほか、複数回利用のリピーターも増えたことが影響していると考えてございます。

○平戸委員

小樽協会病院の環境改善は具体的にどういったことなのか、お聞かせください。

○(こども未来) こども家庭課長

委託先の小樽協会病院におきまして、3点ほど環境改善がございました。

1点目が病棟の見直しによりフロアが静かになったこと、2点目が日替わりの産婦食が人気となっていること、3点目が同時に受け入れることができる部屋数を1日1部屋から2部屋へ増やしたことが要因と考えてございます。

○平戸委員

出生数が減少している中で需要は逆行して伸びている状況と思います。

これまでよりも飛躍的に利用が増えたことは、これまでは事業が正直あまり知られていなかったという影響も考えられますが、どのような影響があるとお考えなのか、お聞きします。

○(こども未来) こども家庭課長

事業の周知につきましては、これまでも、こんにちは赤ちゃん訪問や、子育てアプリ等を活用して積極的にPRしているところではありますが、加えまして、小樽協会病院での分娩取扱い件数が増えたことや、産後ケアを利用した方がSNSを利用して情報発信をしていることも利用が増えた要因の一つではないかと考えてございます。

○平戸委員

私もSNSで産後ケアを利用したという声を見て、幸せな気持ちになっていました。

次に、最大5日にわたってこの産後ケアを利用できることになっていると思いますが、先ほどリピーターというお話もありました。

直近までの分で、産後ケア3種類全て合わせてどの程度の方が複数回利用、リピートされているのか、お聞かせ

ください。

○(こども未来)こども家庭課長

今年度の利用につきましては、11月末時点まででお示しさせていただきたいと思うのですが、実人数が69人のところ、2回利用した方が12人、3回利用した方が13人、4回利用した方が12人、5回利用した方が15人となっております。

○平戸委員

最大の5回利用されている方もいらっしゃるのですが、利用上限を5日以上に伸ばしていただきたいということとは、私は今のところ考えていないのですが、そこも検討が必要なのかと聞いて思いました。

次に、産後ケアをしていく中で、出産後に対しては、なぜか分からないけれども、私の妻も不安感がすごく大きくなって、それを解消するのがなかなか難しかったという話をしていて、ほかの方に聞いても、不安を解消できるか、その後ポジティブに育児ができるかというのが、その後の子供の発達にとってもすごく大事だということをいろいろの方がおっしゃっていらっしゃいました。その点で、この産後ケア事業をこれからも継続してやっていただきたいと考えております。

次に、デイケア型、ロングとショートでニーズの違いはどういったことがあるのか、お聞かせください。

○(こども未来)こども家庭課長

どちらも産婦の体調管理やメンタル支援、育児指導、あと休養などニーズがございますが、特にデイケア型ロングにおきましては休養に関するニーズが高いとなっております。

○平戸委員

それでは、デイケア型ロングとショートでは、利用者からの声はどういったものが届いているのか、お聞かせください。

○(こども未来)こども家庭課長

利用者の声でございますが、久しぶりにゆっくり休息が取れたですとか、落ち込みぎみの気持ちが助産師と話して元気になったなど、満足度の高い御意見をいただいているところでございます。

○平戸委員

おおむね満足いただいているということで、産後の不安を取り除けているということで安心しています。

今、このデイケア型ロングの需要が伸びているというお話がありましたが、今後の需要についてはどのように見据えていらっしゃるのでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

補正予算におきましては、9月までの利用者の最大人数は32人で、10月以降も見込んでおります。来年度につきましては、現在、予算編成中ですので、具体的な数字は申し上げることができないのですが、今の需要の高まりというものを考慮した形で考えていきたいと思っております。

○平戸委員

今、SNSを使われている方も多いですし、需要というのは伸びていくのではないかと私も思っております。

次に、本市で行っている産後ケアは三つの種類がありましたが、それぞれの1回当たりの委託料についてお聞かせください。

○(こども未来)こども家庭課長

1回の利用に係る委託料につきましては、デイケア型のロングが1万5,000円、デイケア型のショートが1万4,000円、アウトリーチ型が1万円となっております。

○平戸委員

では、委託料を決める際には見積書などを取っているのか、お聞かせください。

○(こども未来) こども家庭課長

委託料を決める際には、見積書などは取ってはございませんが、事前に受託可能かどうかの意思確認や委託料に関する要望といった意向調査を行いまして、事前に受託者との合意により決定しているところでございます。

○平戸委員

では、委託料の中には、もちろん人件費もそうですが、例えば、その他光熱費、施設の維持管理費、交通費といった金額についても入っているという認識でいいのか、お聞きします。

○(こども未来) こども家庭課長

委託料につきましては、委員のおっしゃるとおり人件費、光熱費、施設の維持管理費、交通費などの経費も含めて設定しているところでございます。

○平戸委員

お隣の札幌市の助産院では、産後ケアを受けるために幾らかかるのか、私で調べてみたところ、助産院の場合、産後ケア施設でその施設ごとにいろいろ違いがありましたが、4時間で1万7,000円となっている施設がありました。もちろん施設によってケアの内容であったりケアを受けられる環境というのも違うと思うので、その金額設定がまちまちであるというの理解しておりますが、本市の委託料は水準よりも低い金額であるように思います。

各委託先から金額に対して何か要望等あるのか、お答えいただきたいと思います。

○(こども未来) こども家庭課長

委託料につきましては、各受託者と協議しながら決定しているところでございます。今年度からダイケア型ショートを新設した際にダイケア型ロングの委託料を見直しているところでございます。

○平戸委員

協議しているというのではありませんが、施設側から要望があるのかについてお聞かせいただけますか。

○(こども未来) こども家庭課長

事前に話し合いの中ではいろいろな御意見をお伺いしているところですが、実際の契約に当たりましては、やはり双方が合意した上での契約となりますので、その話し合いはしっかり行った上で、契約の締結をしているところでございます。

○平戸委員

何事に関しても物価高騰でありますので、もしかしたら少し苦しい面もあるのかと受け止めました。

次に、事業費全体に占める市の負担割合については、昨年度までは2分の1負担だったのが、今年度から市の負担は4分の1に軽減され、国としても産後の不安を取り除く環境を整備して人口減に少しでも歯止めをかけたいということかと理解しています。

本市では、産後ケア施設が2施設あり、小樽協会病院については、余市町の産後ケア事業の委託も受けているようで、今ある2施設については今後も継続して産後ケア事業を続けていってほしいと思っております。

施設的环境とかもありますし、一概に時間単価が高いとか安いとは言えないものの、今ある2施設が今後も産後ケアを続けていけるような委託料の設定を契約の際に考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○(こども未来) こども家庭課長

今後も事業を継続して実施して行えるよう、委託料につきましては、今までと同様に、委託先と事前に協議して行っていきたいと考えてございます。

○平戸委員

続いて、産後ケア事業については、産後ケア事業ガイドラインによって行うと定められていまして、その中に短期入所型、いわゆる宿泊型、通所型、居宅訪問型と3パターンに分けていろいろと書かれておりますが、宿泊型の施設要件について御説明ください。

○(こども未来) こども家庭課長

要件につきましては、まず、居室、あとカウンセリングを行う部屋、乳児の保育を行う部屋を有し、そのほか例えば調理や入浴などの事業の実施に必要な設備を有することとなっております。

○平戸委員

宿泊型をやるためにはいろいろと施設要件が必要ということで、そのほかにも24時間体制で1名以上の助産師、保健師または看護師を配置する必要があるなど、宿泊型を新たに始めることには相当なハードルがあると思います。

本市の産後ケアを利用されている方々から宿泊型へのニーズはあるのか、お聞かせください。

○(こども未来) こども家庭課長

ニーズにつきましては、今年1月から3月の間の期間でアンケート調査を行いました。乳幼児健診などを受けた方を対象に行ったところ、宿泊型の要望自体はございました。

○平戸委員

ニーズがあったということで、札幌市もそうですが、宿泊型を実施している他の自治体も多いので、確かにニーズは相当あるとは理解しています。

次に、小樽協会病院では宿泊型の産後ケアを今も実際に行っていると思いますが、本市で宿泊型が採用されていないのはなぜなのでしょう。

○(こども未来) こども家庭課長

前回行いましたアンケート調査以前では、宿泊型の要望は把握しておりませんでしたので、宿泊型の産後ケアは対象となっておりますが、他都市の実施状況や、デイケア型に比べて金額も高額になると考えられます。また、回数や自己負担など検討すべき課題が多いものと考えてございます。

○平戸委員

次に、他の市町村を見てみますと、住民が、自分が住んでいる自治体以外の産後ケア施設を使えるようにしている例があります。先ほども例で出しましたが、余市町は小樽協会病院を使えますし、江別市に関しては、本市と同じように産後ケア事業を行う施設が市内にあるのですが、札幌市の産後ケア事業を行う施設も利用できるようになっています。ホームページで確認した限りでは、江別市内に5か所の産後ケア事業を行う施設、そのほか札幌市内の6施設でも産後ケアを受けられるようにしているとのこと。

そんな江別市の令和6年の出生数は542名で、産後ケアを受けられる施設は11施設。本市は令和6年の出生数は311人で、産後ケアの受入施設は2施設ですので、受入人数自体は正確に確認できていませんが、本市よりも施設の選択肢が多いのは確かだと思います。

また、本市の受入施設については、小樽市の中心部に位置しており、銭函地区の方々が特に冬期間に乳児を連れて利用することはなかなか負担が大きい状況とも感じています。

本市内で比較的人口減少の緩やかな銭函地区については、今後も子育てをする方がいらっしゃる地区と認識していますが、そういった方々の不安を少しでもなくせるように、例えば札幌市の産後ケア施設を使えるようになったらいいと思っていますが、いかがでしょうか。

○(こども未来) こども家庭課長

委員のおっしゃられるとおり、銭函地区のように札幌市に隣接している地区であれば、札幌市内の産後ケア施設を利用するほうが便利であって、子育ての不安を軽減することにつながると思います。一方、札幌市内の産後ケア施設を利用する場合、委託料の違いや、どの施設と契約を締結すればよいかなどの課題も多くありまして、まずは情報収集をしてまいりたいと考えてございます。

○平戸委員

私が調べた中で、江別市は同じように札幌市に隣接して、6施設を使えるようにしているの、そういったとこ

ろも参考にさせていただきたいと思います。

次に、本市にお住まいの方で例えば里帰り出産した場合について、里帰り先で産後ケアを現在利用できる状況なのか、お聞かせください。

○(こども未来) こども家庭課長

現時点では、里帰り先での産後ケアの利用はできない状況になっております。

○平戸委員

里帰り先でも産後ケアを受けたいというニーズがあるように思います。そういった方に対応するために償還制度として、一度先払いして後から戻ってくるという制度を導入している自治体もありますが、そういった制度についての所感をお聞きしたいと思います。

○(こども未来) こども家庭課長

現時点では、里帰り先での利用を希望する声はまだお聞きしていないということと、確かに、委員の御指摘のとおり、償還払いのやり方もできるかと思うのですが、なかなかその辺の事務处理的なものも難しいのもございまして、今は特に検討しておりませんが、今後、そういった里帰り先での利用については検討していきたいとは考えております。

○平戸委員

◎ごみの処理について

次に、ごみの処理についてです。

今回ごみの処理に関していろいろと代表質問でもお聞きしていましたが、今、市民の負担が増える、例えば有料ごみ袋の値上げにならないためにどういったことができるのかを一緒に協力して考えていこうということを私は考えていますので、その点、御理解いただきたいと思います。

まず、有料ごみ袋の金額について、家庭ごみの有料化の目的がいろいろとあった上で、金額設定については、ごみの減量効果と市民負担を考慮しながら、他都市の状況を参考に設定していると御答弁がありました。

まず、平成17年の本市でのごみ袋の有料化で、1人当たりのごみの排出量にはどのような変化があったのか、お答えください。

○(生活環境) ごみ減量推進課長

生活系ごみの1人当たりの1日平均排出量は、平成17年は511グラム、平成16年は806グラムとなり、295グラム減っています。

○平戸委員

ごみの減量に対して大きな成果があったと思います。

この有料化については1リットル当たりゼロ円の状態から2円になったので、それだけの影響があったように思いますが、例えば他都市のように1リットル当たり2円から3円という場合には、ごみの減量に関しての関係性はどのようになると考えていらっしゃいますか。

○(生活環境) 次長

平成17年にごみの減量化、資源化を目的に有料化しております。例えば、御質問にあったとおり2円から3円などに値上げした場合においても、資源物として出せるものについては、なるべく資源物の日に出すようにするなど、できるだけごみを出さない工夫がされるのかと思っておりますので、ごみの減量化という意識については変わらないものと考えております。

○平戸委員

私としては、無料から有料に比べれば、ごみの減量の効果というのは少ないのではないかと予想しています。なので、今のところ、ごみ袋の値上げはしてほしくないと思っておりますが、そうならないように取り得る手段を一緒に

に考えていく必要があると思います。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律についてです。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければならないと定められています。本市では、その原則に基づいて一般廃棄物収集運搬許可を出しているということです。この事業者自らの責任、いわゆる排出事業者責任においてという文言が意味するのは、事業者が廃棄物を不法投棄してはならないことや、許可を受けていない事業者に収集運搬をお願いしてはいけないということを私は条文から読み取りましたが、代表質問の答弁の内容としては、この条文が意味するのは、事業系ごみは市で収集しないのが原則であると捉えているのかと感じました。

改めて、廃棄物処理法の中で、自治体が家庭ごみの収集と合わせて事業系一般廃棄物の収集をするのかしないのかというのは、この排出事業者責任とどのような関係があるのか、お答えください。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

環境省通知によりまして、廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底についてという通知が来ておりますが、その中で排出事業者は、委託する廃棄物処理事業者を自らの責任で決定すべきであるとなっております。そのため、本市では、家庭ごみのごみステーションに排出することは、事業者が自ら委託する廃棄物処理事業者を決定しているとは言えないため、事業系ごみは排出事業者が許可業者と契約し、行うこととしております。

○平戸委員

事業者自ら選択をしていないということかと思いますが、家庭ごみの収集については何社に委託しているのか、お答えください。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

燃やすごみ、燃やさないごみの収集については、2社に委託しております。

○平戸委員

その2社に収集を委託しているということですが、その2社どちらかが収集するという場合でも、事業者が自ら選択をしていないということになるのでしょうか。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

本市においては、廃棄物処理法第3条にあります、事業者が自らの責任において収集処理を行わなければならないということに基づきまして、事業者は最終処理が全て終了するところまでが事業者の責任となっておりますので、それを家庭ごみのごみステーションに出し、市の収集に乗せることは、事業者責任を満たしているとは言えないと解釈して、今まで基本計画を策定しております。

○平戸委員

いろいろな収集運搬業者がごみを最後の処理するところまでいくと思うのですが、むしろ一番、市のごみ収集と一緒に出せば、最後まで確実にされると考えられるのではないのかとも思ったのですが、ここは法律の解釈になりますので、また別の機会にしたいと思います。

次に、先ほど2社に委託しているとありましたが、その2社については、一般廃棄物収集運搬許可を得ているのか、お答えください。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

家庭ごみの収集につきましては、委託する際には一般廃棄物の収集運搬業の許可を有しているかは必要要件ではありませんが、たまたま2社のうち1社は許可を有しております。

○平戸委員

小規模排出事業者制度というのは、他都市は特例的としているので、どこに対してその特例的という言葉を使っているのかは定かではないと、私としては確認が取れていないのですが、単に私としては市が家庭と事業系を含め

てどのように収集するかの方針の違いによるものだと認識しています。

次に、家庭ごみの手数料収入と事業者からの手数料収入は、受益者負担の観点から分けて考えるということをお聞きしました。手数料収入を増やすための取組が必要なことに変わりはないように思います。

家庭ごみの収集については、ごみ袋の手数料収入のみになるということなのか、お答えください。

○(生活環境)次長

家庭から排出されます燃やすごみ、燃やさないごみの収集にかかる収入につきましては、主に指定ごみ袋とごみ処理券のごみ処理手数料になります。

○平戸委員

では、ごみ袋の金額と、ごみ処理にかかる費用についてはどのような関係があるのか、御説明をお願いします。

○(生活環境)次長

冒頭に委員からもございましたが、ごみの有料化の際の手数料単価につきましては、市民のごみに対する意識を高めて、ごみの減量に取り組むことを期待する減量の効果と市民負担といったものを考慮して、それから他市の状況も参考に設定したということでもあります。現在は、例えば全体に対する負担割合のような関係性を決めて設定した金額ではございません。

○平戸委員

値段と比例するようなものではないということかと思えます。

そこで、ごみ袋の収入、ごみ処理手数料については幾らなのか、過去3年間の推移をお示してください。

○(生活環境)次長

直近3年の収入済額ですが、令和4年度が1億8,875万140円、令和5年度が1億7,847万7,610円、令和6年度が1億7,702万4,567円となっております。

○平戸委員

今、ごみ袋のごみ処理手数料を伺いましたが、そのほか、こちらからかかっている収集運搬経費については、令和7年度で2億3,500万円で、今後は物価高騰や人手不足の状況などもあり、恐らく増加していくのではないかと予想しています。

ごみ処理手数料については減少し、ごみの処理にかかる費用が増えていくとなると、家庭ごみだけを見た収支としては、市として悪化してしまいます。そこで、小規模排出事業者制度を検討しないかという提案をしているわけです。

もちろんほかに取り得る有効な手段があればそちらをやっていただくという形でもいいと思っています。ただ、本答弁の中でもありましたが、ほかにも有効な方法が現段階では見つかっていないこともお聞きしておりました。

次に、市全体の収集効率という点で考えてみていただきたいのですが、今後も人口減少が進んで1か所のごみステーションに集まるごみの量が減っていき、それを従来どおり収集する場合かつ事業系もこれまでどおり戸別収集する場合、つまり今までどおりの場合と、1か所のごみステーションに家庭ごみに加えて、少量の事業系一般廃棄物が混ざる場合とでは、やる、やらないは別として市全体としてはどちらのほうが収集効率として高いと考えられるのか、お答えください。

○(生活環境)ごみ減量推進課長

ごみステーションに事業系一般廃棄物を排出した場合、その量によりましては、一度に収集できず、複数回になることも予想されていることから、収集効率につきましては判断できません。

○平戸委員

小規模排出事業者制度について、メリット、デメリットを今後しっかり把握していただきたいと思いますが、把握していただいた上で、本市としてやる、やらないを判断していただきたいと思いますが、お答えください。

○生活環境部長

平戸委員の御提案の制度ですが、代表質問の再質問の答弁の際に若干お話しさせていただいたところがございます。

僅かですけれども、その後、インターネットなどで見ているのですが、本市に置き換えたときにやはり課題はいろいろ大きいという部分も含めてあると感じています。

この制度導入では、まず小規模排出事業者の負担軽減にはなると思うのですが、その分、収集運搬業者の民業圧迫は出てくるだろうと。あと、現状で10社のうち7社については、新規でお受けすることもできている状況なので、小規模排出事業者が現状でごみ処理に困るところまではいっていないというところもございます。

また、排出場所、やはりごみステーションにごみを持って行って置こうとしたときに、町内会の理解が得られるかが大きな課題だと思っています。

あと、メリット、デメリットというお話ですので、委員からのお話もありました、ごみステーションの管理運営にプラス要素になるという御発言も代表質問のときにいただいていたかと思います。そういった部分も含めまして、まずは同様の制度を導入している都市の調査をしていきたいと考えてございます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○新井田委員

◎財政について

初めに、財政について、先日の代表質問で質問させていただきました。その中で、地方自治体版のジャパンファンドについて本市が保有する資金のみでは難しいと、また、誰にファンドを運営していただけるのか、運営をどのように監視していくのかなど課題が非常に多いというところで答弁をいただいております。

また、基金の活用という部分も想定はされますけれども、それもやはり、基金というのは最も確実に有利な方法により管理する必要があることから、非常に難しいというところで御答弁をいただいております。その難しいという部分を受け止めつつ、確認をさせていただきたいと思います。

やはり研究や検討段階でも、そもそもノウハウといいますか、投資や資産運用などはなかなか難しい部分であるかと感じます。そこで、民間の力を借りることはできないものかというところで、例えば地域活性化起業人のような制度で、投資や資産運用にたけている方に来ていただくことも可能ではないかということも個人的には考えていたりもしました。

また、身近なところでいくと、そもそも本市内の金融機関とは投資や資産運用について相談、連携は可能なのでしょうか。

○(財政) 西本主幹

投資や資産運用につきましては、市内の金融機関に相談したり、情報提供していただくなどの連携をさせていた

だくことは可能と考えております。

○新井田委員

身近なところでも、そういった分野でしっかり相談できる場所があることが分かりました。

地方自治体版ジャパンファンドは、現時点で現実的に課題しかないという部分も認識の上で、難しいところを承知の上でのですけれども、例えば今後、国からそういったファンドのようなノウハウや事例などの情報があり本市にとっても有益になりそうであれば、検討の余地があるかだけ、確認させていただきたいと思います。

○(財政)西本主幹

本市が安定的な財政運営をするためにも資産運用や財源確保は重要でありますことから、有益な情報については、その活用を検討する余地はあるものと考えております。

○新井田委員

まず、国の動向を見ながら、私も注視していきたいと思いますが、このファンドの元となっているのは、ソブリン・ウェルス・ファンドというもので、石油や天然ガスによる収入や外貨準備高を原資とすることが多い、また、近年、特に資源価格高騰もあるため、この資源がある国の割合が増えつつあるようです。

日本はそもそもそういった資源がないため、年金を運用してきたという部分があります。そして、ジャパンファンドとして、公明党内で検討しているのは、シンガポールの代表的な非資源型の政府系ファンドを事例として現在検討中でありますので、そちらの動向も確認していきたいと思います。

また、前段で確認させてもらった部分も踏まえて、地方自治体版ジャパンファンドについて、また時期を見て質問をさせていただこうとは考えているのですけれども、もう少し検討しやすい事例として本会議でも例示させていただいた滋賀県東近江市版S I B事業を紹介させていただきました。

地域の持続可能な発展を支える社会的投資の仕組みであります、このS I B事業について御説明願えますか。

○(総合政策)官民連携室木間主幹

S I B、ソーシャル・インパクト・ボンドですが、社会課題や地域課題の解決を図ることを目的に、民間事業者が投資家などから調達した資金で行政サービスを提供し、行政が当該サービスが生み出す成果に応じて支払いを行う官民連携の手法でございます。

○新井田委員

では、S I B事業も含めて、この社会的投資、社会的リターンの仕組みの事業は何か研究されてきておりましたでしょうか。

○(総合政策)官民連携室木間主幹

先日、S I B手法を用いた取組について民間事業者による私ども職員向けの勉強会を実施したところでございます。

○新井田委員

すぐくちょうどいいタイミングだったかと思いますが、このS I B事業は割と古い取組であって、滋賀県東近江市では、実施してから、もう10年目に入っている事業であります。事例の東近江市は、人口規模も本市と同じぐらいで約11万人の都市であります。このS I Bの実績を見ておきますと、例えば、空き家を活用した地域の拠点づくりという事業で、その成果指標としては、カフェを活動の拠点と位置づけている、そして運営が継続するよう来客の増加を図るためのマーケティングを行うという成果指標を与えられます。

また、地元産ぶどうを活用したワイン醸造を実現する環境整備という事業では、8,000本のワインの販路計画を作成する、また、SNSを活用したワイン日記の週1回以上の発信、醸造技術を習得し、成果報告会に実物を持参などという成果指標を与えられます。

個人的には結構ハードルの高い指標かと感じましたけれども、この評価手法は応募する市内事業者や団体は、事

業提案書の中で事業内容に適した成果指標を提案して、それを基に選考会が協議を行って、成果指標を設定します。各採択事業は現在も継続して事業を続けて、地域に根差しているところが大きな社会的投資の結果ではないかと思えます。

こうした社会的投資の仕組みについてどう思われますでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

事業に参画した事業者が継続的にその地域で事業展開を行うための土壌づくりのほか、行政サービスの質の向上、行政コストの削減にも期待できることから、社会課題の解決を目指すための行政手法の一つと考えてございます。

○新井田委員

手法の一つとして認識していただいていると分かりました。

本市において、こういった事業に取り組むとしたら課題というのはいかがでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室木間主幹

課題領域や分野により成果が見えにくい社会課題や地域課題も多く、成果指標の設定や評価が難しい点や多くの関係者が関わり、契約や事業運営が行われることから、複雑なスキームになるため、自治体や事業者間での意識の共有に時間がかかる点が課題なのかと捉えてございます。

○新井田委員

やはりこういった手法ですと、時間がかかることを認識してくれていると分かりました。

また、長期的に時間がかかるものでありまして、短期的な結果はなかなか得られないところがあるのですがすけれども、一気に冒頭のジャパンファンドのような仕組み、また、国で年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFの実績を基にして制度設計をしているところでもあります。本市としても現実には難しいところで、例えばSIB方式のような採択事業への民間などからの出資を得て、成果に応じて還元し、結果として地域の課題解決にもつながる仕組みは、結果的に社会に還元されて、事業が継続をされて関係人口も増えていくことは、本市にとっても大きな効果を生んでいくのではと感じます。

とはいえ、時間がかかるというのもあるので、だからこそ、できるだけ早めに調査なり研究することが大事かと思えます。新たな中長期的な将来世代のための財源確保や社会的投資という部分で、中長期的な目線で地域の後押しという目線で、そういったファンドの研究を始めてもよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○(財政) 西本主幹

委員の御指摘のとおり、本市が安定的な財政運営をするためにも資産運用や体制、財源確保は重要であるものと考えております。

また、地域課題の解決に向けた市の限られた財源の有効活用の観点でお話のありましたSIBにつきましても、有効な手法となり得る可能性がありますことから、ファンドを含め有益な情報について収集してまいりたいと考えております。

○新井田委員

やはり時間のかかることですので、今後、この地方自治体版ジャパンファンドとともに、こういった滋賀県東近江市版のSIB事業のような事例を私も研究させていただいて、今後も質問させていただきたいと思えます。

◎母子保健DXについて

次に、母子保健DXについて伺います。

母子保健分野においてDXの推進が進んでおりまして、本市としても適時しっかり情報を入手しながら準備していくことと思えます。

現時点での情報を基に今後、母子保健DXの一つの取組である電子版母子健康手帳が推進されてくる動きとなってくると思えますが、改めて母子保健DXの仕組みについてお聞かせください。

○(こども未来)こども家庭課長

全国共通の情報連携基盤、いわゆるPublic Medical Hub、PMHと呼ばれているものですか、電子版の母子健康手帳を活用することで、スマートフォンでの健診・受診、健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続の改善等が実現できること、また、住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、あと自治体、医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用ができるといった仕組みとなっております。

○新井田委員

共通の情報連携基盤、Public Medical Hubをつなぎながら、スマートフォンなども活用しながら母子保健の利便性を向上させる仕組み、大変大がかりになりそうなところでもあるのですが、今後のスケジュールについて分かる範囲でお聞かせください。

○(こども未来)こども家庭課長

まず、今後のスケジュールにつきましては、国の動きですが、今年度中に電子版の母子健康手帳のガイドラインを策定することになっておりまして、令和8年度までに、先ほどの情報連携基盤の開発を行いまして、令和9年度から全国展開することになっております。それで、環境が整った自治体から順次、開始するとされているところでございます。

本市におきましては、ガイドラインの発出を注視しているところでありまして、情報連携するための基となるデータ連携は必要になってくると想定しておりますが、今後、詳細が明らかになると思いますので、適切に対応していきたいと考えてございます。

○新井田委員

まだ先の話にはなっておりますけれども、母子保健DXの中の一つである電子版母子健康手帳については、ガイドラインの発出が今年度中となっており、先ほどもおっしゃってございましたが、そのガイドライン発出がいつになって、本市が動き出すのかというのを注視しているところでありました。まだガイドライン自体が協議中の段階であるのか、それだけ重要で様々な観点から整備しておかなければならない大事な母子健康手帳であるということが分かります。

今後、母子保健DX、そして電子版母子健康手帳になることによって、例えば子育て支援サービスのプッシュ型支援、申請はどうなるのでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

電子版の母子手帳は、スマートフォンで見ることを想定しておりますので、子育て支援サービスに関する情報、例えば乳幼児健診に関する案内といった情報をプッシュ型の通知でお知らせすることが想定されております。

電子版の母子健康手帳が導入された場合の各種申請につきましては、現時点では把握しておりません。

○新井田委員

まずは、情報がすぐに手に入るような仕組みというところで、スマートフォンで確認ができると分かりました。

では、出産時の里帰りについてなのですが、全国では例年、約半数の妊産婦が里帰り出産するようです。引越しを伴わない市外への里帰り出産では、DX前後ではどのように変わるのでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

妊産婦等が里帰り先で保健指導等の母子保健サービスを受ける際に、里帰り先の市町村が、前住所地の市町村に妊産婦等の情報提供をスムーズに行うことができると考えてございます。

○新井田委員

自治体間でしっかりと情報共有がされるようになって、里帰りしやすくなるということが分かりました。

また、この転入、転出についてはいかがでしょうか。妊産婦と育児中の方では違うかと思うのですが、DX前後ではどう変わるのでしょうか。

○(こども未来) こども家庭課長

こちらから転入する前の市町村から妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健サービスに関する情報をスムーズに引き継ぐことができるようになることを考えてございます。

○新井田委員

こちらから情報共有がされることが分かりました。

そのほかでは、このDX前後での変化はいかがでしょうか。

○(こども未来) こども家庭課長

この母子保健DXは、自治体や医療機関、保護者とのやり取りを円滑にして市民の利便性の向上や母子保健情報の利活用ができるようになることを考えてございます。

○新井田委員

やはりいろいろと情報を点で結びながら、利便性が向上されることが分かりました。各事例において、大分利便性が向上して里帰りや引っ越しなどがあっても、手厚く支援が届くような仕組みになることが分かりました。

まず、身近で感じるのは母子健康手帳の電子版化になると思うのですが、母子健康手帳が電子版になることによって、どのような利便性向上になりますでしょうか。

○(こども未来) こども家庭課長

単にスマートフォンなどで母子健康手帳の情報を確認できるということではなくて、情報連携基盤と接続されることで利便性が向上すると考えております。先ほども御紹介させていただいたのですが、例えば健診の案内、予約などがプッシュ型で通知されることで、健診の忘れがなくなるなどのメリットがあると想定しております。

○新井田委員

健診の忘れ、私も非常に耳が痛いところではあるのですが、やはりプッシュ型ですと情報が自然と入ってくるので分かりやすくなったり、忘れにくくなったりすることが結構大事なところかという観点であります。

こういった事業の変わり目といいますか、この新しい仕組み、それまでの仕組みの部分での確認だったのですが、分かれればいいのですが、一気に電子版母子健康手帳に切り替わっていくものなのか、また現行の紙の手帳と併用していくものなのか、今、手帳を持っている人も切り替えられるのかをお聞かせください。

○(こども未来) こども家庭課長

電子版の母子健康手帳に切り替わっても、紙の母子手帳は併用が可能と聞いてございます。

○新井田委員

しっかり併用しながら活用できることが分かりました。

母子手帳の電子化という部分で、小樽市では、令和2年4月から既に母子モという母子手帳アプリがスタートしております。今後、整備されようとしている電子版母子健康手帳との兼ね合いについては現時点で分かりますでしょうか。

○(こども未来) こども家庭課長

電子版の母子健康手帳は、各アプリの事業者が開発することが想定されております。母子モにも、電子版の母子健康手帳の機能が追加されると聞いております。

○新井田委員

まだはっきりとはしないけれども、もしかしたら連携されるようなこともあり得ることが分かりました。

基本的には、やはり子育て家庭の利便性の向上は十分にお話しいただき、理解いたしました。妊娠期、出産期、育児期において、母子保健に関することが母子保健DXの推進に伴って点が線でつながっていくと、大分煩雑さも改善されていくことを実感しました。

自治体や医療機関としては、やはり母子保健DXや電子版母子健康手帳の導入でどのように利便性がよくなるで

しょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健サービスに関する情報を、受診する医療機関や里帰り出産の自治体間において、迅速にそういった情報の共有や活用ができるようになりまして、適切な支援の提供、あと市民の利便性の向上が期待されると考えてございます。

○新井田委員

利便性の向上を図ってしっかりと運営されるところで、母子健康手帳は、我が家にも2人の娘がいますので、それぞれ1冊ずつ成長の記録を記しながら、たまに振り返ったりしております。それが電子化であっても、個人的には、例えばスマートフォンですぐ見られたり、成長をすぐ書き留められるようになるとうれしいという気持ちがあります。また、予防接種も先々ありますので、そういったデータの共有ですとか、成長の記録なので、やはり紙でも電子版でもしっかり大事な記録として保管していきたいと個人的には思っております。

今後の取組としては、国の情報を注視しながら、しかるべきときに進捗の報告もしていただきながら、母子保健DX、現場で運用されたときに、もしかしたら課題とかが出てくるかもしれないので、そういったところを私自身も注視していきながら、着実に進めていただきますようお願いいたします。

○横尾委員

◎乳児用液体ミルクの活用等について

乳児用液体ミルクの活用等ということで、若干、段ボールベッドの話も聞かせていただきたいと思っております。まずは、乳児用液体ミルクの話です。

私もしつこく質問してきましたが、被災地で衛生的な水や加熱器具がなくても赤ちゃんに安心してミルクをあげることができるというものです。発災直後から、例えばブラックアウトなど、様々なものがそろわない中でも活用できる、時間がたっていない時期に活用できるものですので、粉ミルクとは若干違うのかと思っております。小樽市として、液体ミルクの備蓄もしていると思っておりますけれども、その状況について改めて確認させていただきたいと思っております。

令和4年に、公明党の松田前議員も、小樽市としては24缶入りの箱を年に8箱、192缶購入していると確認させていただいております。

現在の備蓄の数量とその根拠を改めてお聞かせください。

○(総務)災害対策室北出主幹

液体ミルクの算出根拠につきましてですが、想定避難者数が約5,800人でしたので、本市の人口の約5%とし、令和2年の国勢調査のゼロ歳児人口415人ですので、本市の人口の5%である21名を避難者数として算出しております。その21名のうち3割の方が御自分で備蓄していると想定し、1日4回3日分、1箱24本入りですので、6箱192本を備蓄している状況であります。

○横尾委員

変わっていないことを確認させていただきました。

これも改めての確認になりますけれども、一度に購入しないで3か月に1回、2箱48缶ずつを分割購入するという形でローリングストックを行っていることを確認しております。

賞味期限の近づいた乳児用液体ミルクは廃棄すると食品ロスになるという観点から行っていただいていると思っておりますけれども、具体的にはどのようにしているのか、確認させてください。

○(総務)災害対策室北出主幹

賞味期限が近づいている液体ミルクの有効活用につきましては、賞味期限が切れる3か月前になりましたら、民

間保育所などに照会した上で、無料で液体ミルクを配布し、フードロス対策に取り組んでいるところでもあります。

○横尾委員

そういった形で提供されているということですが、そうなると、全てが余って廃棄されていることはないということではなかったか、確認させてください。

○(総務)災害対策室北出主幹

今のところ、保育所や認定こども園、こども福祉課に配布しておりまして、液体ミルクを余すことはありません。

○横尾委員

今、想定されている数、こういった192缶をしっかりとローリングストックという形で食品ロスもなく使われていることが確認されました。これは導入時当初にも、活用の仕方についてはいろいろ質問させていただいておりますけれども、しっかりできているということで確認して少し安心しております。

これからさらに確認したいのは、備蓄量です。民間業者が全国自治体を対象として液体ミルクの備蓄状況を確認したところ、令和2年では、購入備蓄している自治体が12.3%だったが、令和5年になると47.5%に増えていると。各自治体で備蓄が進んでいるということで、流通備蓄や災害協定を民間企業などと締結する自治体を含めると、72%が災害時の支援物資として提供できる状況にあることが分かりました。

そういうことで、令和3年に備蓄した小樽市は、かなり早くしっかり取り組んでいたのかと思いますけれども、こういった他の自治体で備蓄が進むと、備蓄量はそれぞれあると思うのです。

私が当初提案したときに言っていた想定の数値は結構多かったのですが、実際は今の数字よりも多かった、今の数字が少ないのではないかという話もさせていただきましたが、今度は、他都市のデータなどと備蓄量についての検証みたいなのはされたのか、確認させてください。

○(総務)災害対策室北出主幹

備蓄量につきましては、道内他都市ではありますが、一応調べながら随時備蓄している状況ではございます。

○横尾委員

あと、ホームページにも載せてありましたが、北海道が公表した日本海沿岸の地震・津波被害想定に基づいて、住民の皆さんが安全・安心のための公助に必要な備えを進めると発表があったと確認されております。

北海道が公表した日本海沿岸の地震・津波被害想定によって、これから数量が変わってくることはあるでしょうか。

○(総務)災害対策室北出主幹

今後になりますが、本年6月に日本海沿岸の地震・津波被害想定が北海道から公表されております。被害想定が倍という形になっておりますため、今後、数量の見直しを予定しておりまして、令和8年度予算に計上する予定で今行っている最中でありまして、液体ミルクをベースとしまして数量を確保していきたいという形で考えております。

○横尾委員

この中で、私も普及がどうか心配で、市内のいろいろなドラッグストアなどを見て回っているのですが、なかなか液体ミルクが少ないと思っています。逆に、小樽市役所に一番多くあるのではないかと思います。こういった中で、やはり普及していかなければ、災害があったときにそれを飲んでいただけない、使っていないことがあって、活用についても質問してまいりました。

ローリングストックの方法として、今、民間保育所などへの配布、提供だとかをいただいておりますけれども、例えば防災イベントでの試供品の提供や試飲などといったこともあるのかと思っています。やはり、備蓄だけではなくて、母乳で子育てする母親が避難所で安全・安心に授乳できる、または母乳ではない方もしっかりできるといった取組が大事かと思っています。今の数量だと何とかローリングストックできていますが、今後、数量が増えた場合、また考えなければならないことが増えるのかと思います。

災害のときに使用されるためにはしっかり普及もしなければならないという観点も含めて、活用方法をしっかり検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○(総務) 災害対策室北出主幹

今、町内会等に防災講話という形で入っております、その中で防災、備蓄食糧などの試供品の食料を食べる形にもしております。その際に液体ミルクの活用なども今後、検討していきたいと考えております。

○横尾委員

ふだんから飲み慣れていないと子供たちが拒否してしまうという部分もありますし、それこそ男性の子育てに関わるきっかけにもなるみたいなことも以前に言わせていただきましたけれども、そういった観点でも使えるものだと思いますので、ぜひお願いいたします。

次に、段ボールベッドの話をしていただきたいと思います。

国内では約60種類の段ボールベッドがあるとされています。

実際に小樽市で備蓄している段ボールベッドの種類について確認させてください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

本市で備蓄している段ボールベッドは、比較的小型・軽量・安価ですが、組立てがやや複雑な簡太くんと呼ばれるものと、比較的大型で重量があり高価な暖段はこベッドと呼ばれるものの2種類を備蓄しております。

○横尾委員

小樽市にこういったものがあることを確認させていただきました。

約60種類というもののうち、7割から8割は貴重品などが収納できない段ボールベッドということです。恐らく簡太くんができないほうで、暖段はこベッドができるほうだと思うのです。能登半島地震の際に石川県輪島市だけでも、国から12種類の段ボールベッドが送られてきたが、そのうち使えるのは結局1種類だったという話を聞いております。

小樽市で備蓄しているものと段ボール工場と協定を結んで必要に応じて持ってきてくれる体制となっていると思いますけれども、形を1種類にして、その1種類で訓練を行うといった立てつけにすることは可能なのでしょうか、お聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

現状、学校や町内会で行う防災訓練の際には2種類を活用した形で考えておりますが、実際の災害のときには、恐らく先ほど申し上げた暖段はこベッドがメインになると思いますので、今後はそちらがメインになっていくのかと思っております。

○横尾委員

改めての確認ですけれども、段ボールベッドは学校などの避難所では備蓄はしていないのか、実際にどこで備蓄しているのか、お聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

暖段はこベッドについては、比較的大型で備蓄のスペースも限られるというところで、旧天神小学校に集中保管をしております。

○横尾委員

例えば避難所となる場所で保管できないのは大型などという部分があると思うのですけれども、改めて課題を確認させてください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

先ほども申し上げました備蓄のスペースの確保を確認する必要があるとは思っております。

○横尾委員

場所の問題ということで、もともと避難所として用意したものではないという部分で、大型の備蓄品の保管が大変なのかと思います。

あと、段ボールですので、長期間保管することを考えると、やはり湿気に弱いなどという部分もあるのかと思います。それを考えると、私も確認させていただいたところ、段ボールベッドだけではなくて、スチールやプラスチック製のベッドで、軽量で場所を取らないというものも出てきているそうです。

そういったものを例えば避難所などで保管、備蓄するようなことは検討されたことはありますか。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

ただいま委員が御指摘のとおり、例えば折り畳み式のアルミのベッドは、保管スペースが暖段はこベッドに比較すると小さくて保管や輸送も容易ですが、内箱を貴重品の保管スペースとして活用することができないなどの欠点もありますので、今後、本市で備蓄を進めるかについては検討が必要だと考えております。

○横尾委員

先日、私も地域で冬期間の防災訓練を行いました。やはり避難所となる学校の体育館はすごく冷たくて、靴を履かないと立ってられない。床で横になってもゆっくりはできないし、さらに寝ることさえできないだろうということを改めて感じました。段ボールベッドも避難所に十分にあるわけではありませんので、すぐに届くわけではないということも分かりました。

住民の皆さんが自ら家族と身を守る自助、そして地域の安全・安心を守る共助のための備えの重要性を、先ほどの日本海沿岸の地震・津波被害想定発表のときに市も言っていましたが、各種の機会を通じてお知らせしていただきたいと思います。言葉だけだとなかなか伝わらない部分がありますので、その際にはしっかり見える形で何らかの工夫をして、ぜひ自助の大切さみたいなものを周知していただくことをお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

今、委員の御指摘の観点も含めて、今後、やり方については検討したいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎小樽市における火災発生について

小樽市における火災発生についてお伺いいたします。

11月27日時点で、小樽市内で今年の火災発生件数が42件に上り、昨年の年間30件を大きく上回っているとの報道がございました。近年、火災発生件数は減少していると感じておりましたので、少し驚いております。

全国に目を向けてみますと、大規模な火災が起こっております。昨年1月の能登半島地震直後に発生した石川県輪島市の輪島朝市が記憶に残っております。

先月には、大分市佐賀関での大規模な火災は離島にも燃え移り、半島部分は発生から10日後に鎮火しました。連日のテレビ放送を見るたびに、本当に火災は怖いと思いました。

そこで、何点かお尋ねいたします。

今年1月から12月現在の火災発生件数と過去10年の年ごとの火災発生件数をお聞かせください。

○(消防) 予防課長

今年1月から12月10日現在までの火災発生件数は44件で、過去10年の火災発生件数を年ごとに申し上げますと、平成27年が48件、28年が40件、29年が32件、30年が32件、令和元年が39件、2年が39件、3年が40件、4年が38件、5年が39件、そして6年が30件となっております。

○下兼委員

昨年が少ないという印象が強かったので、今年が多いと感じるのかもしれませんが。

それでは、今年5月では8件、7月では9件と多いように感じるのですが、昨年と比べてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○(消防) 予防課長

今年5月、7月の火災発生件数を昨年と比べますと、5月は昨年が3件でしたので5件の増加、7月も昨年は3件でしたので6件の増加となっております。

○下兼委員

それでは、今年の火災の出火原因で主なものの件数をお聞かせください。

○(消防) 予防課長

今年の火災の出火原因の主なものの件数は、一番多いものが電気に関する配線や器具が7件で、次に、たばこが5件、ガスのバーナーが4件となり、ストーブや火遊びがそれぞれ2件となっております。

○下兼委員

電気関係が7件で、たばこは上位に入ってくるので、本当に気をつけなければならないと思います。

それでは、住宅用火災警報器の設置基準と維持する上での注意点をお聞かせください。

○(消防) 予防課長

住宅用火災警報器は住宅部分に設置が必要となるもので、設置基準は、基本的には寝室に設置することとなるほか、2階などに寝室がある場合は、その寝室に至る階段の天井などに設置することが必要となります。

維持する上での注意点は、定期的に清掃や作動確認をすることのほか、電池切れや本体内部の電子部品が劣化することが考えられることから、おおむね10年をめぐりに交換する必要があります。

○下兼委員

実は私の家にもあるのですが、全然清掃もしていませんし、電池交換もしていません。結構そういうお宅が多いのではないかと思いますので、やはり周知していただきたいと感じております。

それでは、今年の小樽市での住宅用火災警報器の設置率をお聞かせください。さらに、全道、全国と比べてはいかがでしょうか。

○(消防) 予防課長

今年の本市の住宅用火災警報器の設置率は75.2%となっており、全道が84.7%、全国が84.9%ですので、全道、全国と比べて10ポイント程度低い状況となっております。

○下兼委員

7割、8割近いと思っているのですが、やはり全道、全国はもっと多いのです。小樽市は古いお宅も多いですし、できれば設置していただきたいと思っております。

それでは、まだ住宅用火災警報器を設置していない市民に対しては、どのような対応をされているのでしょうか、お聞かせください。

○(消防) 予防課長

住宅用火災警報器を設置していない市民に対しましては、小樽市火災予防条例により設置が義務化されているこ

とや、住宅用火災警報器を設置していたことによって、被害が軽減された事例などの周知することが重要であることから、広報活動に力を入れており、本市ホームページ、FMおたる、SNS、リーフレットなどを活用し、市民の皆さんにPRしているところであります。

○下兼委員

しっかりと広報、そして周知をお願いいたします。

消防庁の分析では、住宅火災100件当たりの死者数は、住宅用火災警報器の設置がない場合には12.1人なのに対して、設置がある場合は6.1人、半分です。そのほか、住宅用火災警報器を設置した場合の損害額は半減、損傷床面積は6割減と、火災発生時のリスクが大きく減少していると報告されています。

先ほども申しましたが、小樽市では独り暮らしの高齢者も多いですし、空き家もあります。積雪が多くなる時期では、火災現場へ消防隊が到着するのにも時間がかかります。

それでは、私たち市民一人一人が火災を出さないために意識できることはありますか、お聞かせください。

○(消防) 予防課長

市民の皆様には火災予防として意識していただきたいこととしては、これから歳末となりますので、ストーブなどの暖房器具を毎日使用する季節となることから、ストーブの周辺に燃えやすい物を置かないこと、ストーブの上に洗濯物を干さないことなどを注意していただくことや、歳末の忙しい時期となりますので、少しの不注意によるうっかりや、確認不足による火災を発生させないようにしていただきたいと考えております。

また、通年を通じてですが、電気に関することとしまして、コンセント周囲のほこりを除去すること、たこ足配線をしないこと、たばこにつきましては、寝たばこをしないこと、灰皿に水を入れ、吸い殻は確実に消火すること、こんろについては、ガスこんろを使用中はその場を離れないことなどを意識していただき、不注意による火災が発生しないように十分注意していただきたいと思っております。

小樽市消防本部としましては、昨日から今月31日まで歳末特別警戒として、火災予防について今述べたことに重点に置き、広報活動などを実施しているところであります。

○下兼委員

歳末になると皆さん忙しくなりますので、気もそぞろになってしまいます。やはりもう一度しっかりと確認することが大切なのです。

もしも自宅内で火災が発生してしまったら、どのように対応したらよいのでしょうか、お聞かせください。

○(消防) 予防課長

自宅で火災が発生した場合は、初期消火が可能な場合は消火器などの使用が有効ですが、御自身や御家族の命を守ることが最優先となりますので、避難することを優先し、安全な場所で119番通報をしていただければと思っております。

○下兼委員

やはりどうしてもパニックになってしまうと思いますので、命が最優先は本当です。

今、課長から、初期消火の場合には、消火器も有効だとおっしゃっていただきました。

御自宅に消火器をお持ちの方もいらっしゃると思います。消火器の維持管理と注意点をお聞かせください。

○(消防) 予防課長

初期消火に消火器は非常に有効ですので、まずは見やすく手に取りやすい場所に置いていただき、使い方を確認しておくことが非常に重要となります。

管理する上での注意点としては、消火器本体の腐食、変形、傷などを防ぐために、高温多湿な場所を避けて設置し、定期的に点検していただきたいと思っております。

もし消火器が腐食や変形している場合には、消火器の構造によっては破裂する危険がありますので、使用せずに新しいものに取り替えるように勧めております。また、消火器には有効期限がありますので、消火器のラベルで確認していただきたいと思っております。

○下兼委員

消火器がある家庭はそんなに多くはないと思うのですが、うちにあるものもほこりがたまってしまって、多分10年が過ぎていて、大変なことになるのかと課長のお話を聞いて思いました。うちに帰ってしっかりと確認して、適切に処理してまいりたいと思います。

1週間前にも函館市の繁華街で大きな火災がありました。やはり一人一人がふだんから気をつけていかなければならないと思います。先ほど課長もおっしゃっていた、歳末特別警戒が昨日から始まりました。私も消防団の一員としてしっかりと市民の皆様に伝えてまいりたいと思っております。

○高橋委員

◎特定利用港湾について

それでは、特定利用港湾に関して伺っていきます。

令和7年第3回定例会予算特別委員会でも質問させていただきましたけれども、それ以降、政権も国際情勢も変化が見られています。特に12月6日には、中国軍による自衛隊機への火器管制レーダー照射事件が発生しまして、台湾の周辺では中国軍の艦船が集結するなど、東アジアを取り巻く情勢は急激に緊迫化していると思っております。

このような変化がある中で、特定利用港湾の是非に市民の方々の意見が対立する場面というのも見られます。

令和7年第3回定例会以降の状況の変化を受けて、小樽港の特定利用港湾指定に関する市の判断にどのような影響を与えられるかをお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

特定利用港湾に関しましては、まず、市として内容を十分に把握し、理解した上で判断していく必要がありますが、中国に関わる国際情勢が、この判断にどう影響してくるかにつきましては、現在、国に対して不明な点を確認しているところであります。国への十分な確認を終えていない現段階では分かりかねるところです。

○高橋委員

次に、政府は特定利用港湾を抑止力向上のためと説明する場面もありますし、一方で、軍港化ではないと、民生利用が主であるとも主張しています。

ただ、ここで申し上げたいのは、抑止力というのは、相手国に対して軍事的脅威を認識させることで機能するわけです。つまり、軍事利用を否定しながら抑止力と語るのは、やはり論理的に矛盾が生じていると感じます。これは制度の土台の部分で矛盾を起こしているのです。その上に積み上がるそれぞれの議論というの整合性に欠けてしまうということになります。

市としては、この政府の説明に対して、特定利用港湾をどういう枠組みだと受け止めているのかに関して確認させてください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

先ほど申し上げたとおり、現在、国に対して不明な点を確認しているところでありますが、国に対して御質問のあった視点での確認はしておりませんので、改めて国に確認してまいりたいと考えております。

○高橋委員

次に、管理者の権限に関してです。特定利用港湾になっても、管理者の権限は変わらないのだということ、そして、個別利用は管理者が許可するとされる中で、円滑な利用の枠組みをつくることについてお聞きします。

確認という名目のある種の合意をすれば、自衛隊や海上保安庁からの利用の要請に対しては他の船との公平性も

保たなくてはなりませんから、拒否するというのは事実上困難なのかと思っています。しかも、特定利用港湾、特定利用空港の枠組みの中で、年間数回の使用をという国の説明があったと思いますけれども、昨年4月から本年2月末までの10か月間でも、自衛隊が使用した回数は、苫小牧港では10回、長崎空港は39回もあったということです。ここから見えてくるのは、円滑ということは、断らないみたいなことを暗喩しているようにも感じまして、形式的には管理者権限が残っても、実質的には自衛隊の要請を拒否することが難しいと見えてしまいます。

他市においても特定利用港湾が自衛隊の使用を断ったケースなどがあるのかを把握していれば、お聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾) 港湾業務課長

ただいまの御質問のような他の特定利用港湾におけるケースについては把握しておりません。

○高橋委員

私も調べたのですが、あまり出てきませんでした。

次にお聞きしたいのが、政府としては災害時の迅速な対応を指定理由にも挙げていますけれども、特定利用港湾制度の核は、有事における円滑な利用にあるわけです。以前にも近い議論があったと思いますけれども、災害対応であれば、現行法の制度内で十分に対応ができると思いますし、新たな枠組みというのは不要ではないかと感じています。

申し上げたように、仮に特定利用港湾にならなくても既存の法制度に基づいて災害時の対応はされると認識しますが、解釈についてはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

災害時の対応につきましては、特定利用港湾にならない場合でも対応がなされるものと考えております。

○高橋委員

それでは、国からの要請があってから、最初は11月の回答ということで、こちらから年内というお話をされたらと記憶しております。年内という期限が近づいてきている中で、これまでの議論を踏まえて、国への対応についてどうするのか、どうなっているのかをお示しいただきたいと思います。

○(産業港湾) 港湾業務課長

国に対しましては、不明な点の確認を行いまして、そして、市の考え方を整理するにはまだ時間がかかるということもございますので、年内の回答は難しい旨を伝えてございます。

○高橋委員

では、年内の回答というのが実質なくなったというか、難しいということでもありますから、この後、私自身もさらに勉強して深めていきたいとも思いますので、ぜひ住民の皆さんとの合意形成みたいなものも含めてお考えいただければと思います。

◎物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の生成A I 活用について

次に、昨日に引き続いて物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関してです。

見込額約11億円という予算の配分と事業効果の最大化に向けた生成A I の活用についてです。

昨日、生成A I 活用の可能性については、市長から間に合えば今回の交付金にもというお話もいただきまして、非常にありがたく思っております。これは今回のものだけではなくて、政策決定に対して客観的な根拠を取り入れるための重要な一歩であるとも感じます。

ここで、確実に、そしてスピーディーに実現するという視点で、この交付金の振り分けと判断に必要な客観的データと実行可能な内容について伺いたいと思います。

まず、A I のシミュレーションが今回の交付金の予算組み等に間に合うというデッドラインがいつ頃になるか、最終的な予算配分の決定に間に合う期限についてお答えいただきたいと思います。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

現在、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の選定を行っているところでございますが、昨年度のスケジュールで申し上げますと、年度内に実施する事業につきましては、年明けすぐに国へ実施計画を提出することになりますので、事業の選定につきましては年内に終わらせる必要があると考えているところでございます。

○高橋委員

スムーズに進めるためにも、生成AIを使うからとはいえ、何か新たな手続みたいなものを設けずに従前の意思決定フローを維持したまま、事業メニューの選定や予算の割り振りという検討をする流れの中にAIの試算を判断材料の一つとして組み込むことが現実的かと思えますけれども、市としての御見解を伺いたいと思えます。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

データなどの根拠に基づくといったことというのは望ましいと考えてございます。

AIによる分析も信頼できるものであれば、既存の意思決定フローの中で参考とすることは可能であると考えております。

○高橋委員

ここから、AIの試算に要するデータについてお話しします。

生成AIによるシミュレーションの精度を高めるために、まず、市が持っている行政データや国の公開する統計などを複数のものを組み合わせることが大事です。次のようなデータを収集してAIに読み込ませることで物価高騰が本市にどれぐらいの影響を与えているのかということスコアとして定量的に出すこともできるかと思ひ、お伺いします。

市民属性データ、つまり、単身、高齢とか、子育て世帯みたいなものの属性別の住民税非課税世帯数であるとか、困窮度を示すデータとして、生活支援サービスの利用件数、例えば緊急小口貸付みたいなものや、生活保護の新規申請数みたいなもの、それと、市税や水道料金など公的債務の新規滞納件数、つまり今まで払えていたけれども、今年から払うのが厳しくなったという件数と、家計や経済データ、国の家計調査データであるとか、市内の法人市民税のデータみたいなものとか、業種別の納付額の変動みたいなものがあると非常に分析しやすいかと思うのです。これらを合わせて、ある一定の確からしさをを持った分析ができると感じています。

市が保有する複数の行政データに加えて、経済産業省の持つプラットフォームとして、RESASなどの国や省庁のシステムであるとか、オープンデータも統合することで、傾向と施策の根拠となる論点が明確化できます。

もう少しだけ説明すると、今、例示したようなデータを入れると、本市の特性を勘案した上で、次のようなことが読み解けます。

まず、滞納データや福祉サービスの利用データを統合することによって、高齢単身層の複合的な困窮状態が定量化できる。あるいは、高齢単身世帯に対する複合的な支援の必要性みたいなことも数字として出てくると思ひますし、生活支援データに加えて、先ほどのRESASの消費動向を加えて分析することで、子育て世帯の経済的な脆弱性や食料品、あるいは現物支援の必要性についても定量的に裏づけを得られますし、法人市民税の変動データと小樽市の事業者の地域性を示すデータ、そしてRESASの産業構造分析の機能を組み合わせると、各業種が受ける影響も定量的に把握ができますし、多角的な事業者支援の判断ができるようになると思ひています。

こうしたデータから、客観的な分析とそれによる政策上の論点というのでも導くことができますし、狙う効果に対して確度の高い事業につながると思ひます。これがEBPM、根拠に基づく政策立案として、一定の物差しのような役割を果たすと考えます。

本市では、今、2種類の生成AIを業務で使えるようになりました。一つは汎用性の高いマイクロソフト365のCopilotと、行政の業務に向くLGC GEAR。後者は株式会社HBAという企業と連携協定を結んでいることか

らも、活用が期待されるものです。

LGC GEARは行政データを学習するというので、より専門性の高いAIでありますけれども、行政データを扱う際に一時データ、生データ等の中で外に出すことが適当でない箇所を隠すマスキングという手順が必要な場合もあって、本市にも当然そうした性質の資料は存在しています。

どこまでのデータを使えるかというのは、自治体によっても判断の差があると思いますから、本市の状況について確認をしていきたいと思います。

ここで伺いたいと思います。申し上げたように、データのマスキング等に関わって本市の考え方を御説明いただきたいと思います。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

生成AIで行政データを扱う場合、データの安全性や機密性を確保することが非常に重要となりまして、本市の生成AI活用ガイドラインにおいては、個人情報や機密情報の入力禁止としております。ただし、委員が御指摘のとおり、データをマスキングすること、つまり個人情報や機密情報の部分を匿名化したり、情報を伏せるような加工をすることによって、生成AIで安全に扱うことができるものと考えております。

また、データをクレンジングすること、重複したデータをあらかじめ削除したり、データ形式を統一したりするような加工を行うことで、生成AIが正確で有用な結果を生み出すために必要な作業であると考えております。

○高橋委員

次に、交付金のシミュレーションをするには、AIに対してどういう指示をするかという点です。私自身も、昨夜も複数のAIと向き合っ、けんかもしながら、交付金についての情報を学習させたのですが、その上で複数の指示を試みてみました。

参考までに申し上げますと、第1に、AIシミュレーションにおいては、政策の比較検証結果を推定負担軽減率と推定地域経済波及効果の二つの主要指標で定量的に導出し、その根拠を明確にせよということ、第2に、このシミュレーションの信頼性を高めるために、事業実施後の効果を検証する客観的なデータ比較分析費用をあらかじめ事務費に組み込む設計を必須とせよと、二つを命じました。これに先ほどの複数のデータを添付することで、事業メニューと予算の組合せなどを場合分けして、どんな属性の人がどれぐらい家計負担を軽減されるのか、そして、交付金の域内循環と業種別の経済効果というのが示されます。さらに効果検証も国の交付金を使って予算の中に入れてという設計にできます。

この効果を高めるための大きな方向性として次のようなことが考えられます。一つ目に、高齢単身世帯の冬季生活維持支援を最優先するという方向性、二つ目に、子育て世帯の家計安定と将来への投資を重視するという方向性、三つ目に、地域の経済波及効果と事業者支援を両立させるという方向性。どれかのみに主眼を置くというわけではなくて、配分がありますけれども、行政データを入れると、ここが数値的に算出できることとなります。

市として、これらのデータ分析に根拠づけられた政策の方向性について、実際にシミュレーションをしてみただけはないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

AIを活用したシミュレーションにつきましては、市が保有しているデータ、そして国から提供されるようなデータなど複数のデータを基にした分析が必要という御説明がありましたが、まず、どのデータを基に生成AIに分析させるのかや、分析に必要なデータを集めることができるのかなど、生成AIに分析させるとしましても、市としては検討に時間を要すると考えているところでございます。

○高橋委員

では、今の提案に沿ってシミュレーションをした場合に、導かれた結果は、予算配分とか政策決定の判断材料になり得るとは考えるのですが、今どうするかはまだはっきりしていないというお答えもありましたけれども、これ

が根拠になり得るかということの見解を伺いたいと思います。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

御提案いただきましたシミュレーション結果について事業選定の判断材料になるかにつきましては、実際に出てきた結果にもよると思いますので、判断材料になるかは、現時点では評価が難しいと考えているところでございます。

分析に使用したデータの妥当性や分析結果の妥当性の検証も必要であると考えておりますので、今回、活用というのはなかなか難しいと考えているところでございます。

ただ、政策形成の場面でのデータ活用を補助するAIの活用の検討は必要なことと考えてございますので、検討課題と認識しているところでございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎公共施設(旧運河プラザ)について

公共施設について、初めに、運河プラザの代替施設についてです。

観光物産プラザ、通称運河プラザが令和6年3月に小樽観光協会の指定管理契約期間終了に伴って、民間事業者へ貸出しされて1年が経過しました。

以前の運河プラザ三番庫では、演奏会や演劇などいろいろな催しを行うことができるスペースとして担ってきた機能がありました。三番庫を利用していた市内のアマチュア劇団の方から、演劇の発表をする場がなくなって困っているというお声をお聞きしています。

そこでお聞きしたいと思います。

令和5年度には三番庫の利用が126件あったと以前の答弁で示されておりました。

民間業者貸出を進める際に、運河プラザが担ってきたイベントスペース、三番庫の代替施設についてはどのように考えていたのでしょうか。

○(産業港湾)港湾室主幹

第3号ふ頭及び周辺において今後のにぎわい空間創出のために必要な機能として、小樽港観光船ターミナルに多目的ホールを併設しておりますが、この多目的ホールは旧運河プラザ三番庫の代替施設としております。

○松井委員

代替施設とされている観光船ターミナルの多目的ホールですけれども、どのような利用目的を想定して造られたのでしょうか。

○(産業港湾)港湾室主幹

観光船ターミナルの多目的ホールの利用想定につきましては、第3号ふ頭の基部に立地しているということで、クルーズ船寄港時の交流事業、海事機関の広報活動やリクルート活動、にぎわい創出のための室内イベントや隣接する緑地などを活用した屋外イベントの運営会場、また各種団体の会議などで利用していただく場合と、それらの未利用時には一般開放を行い、休憩所や展望スペースとして利用していただくことを想定し、整備しております。

○松井委員

いろいろ利用目的を想定して造られていることが分かりましたけれども、先ほど申し上げました演奏会や演劇の発表などには適しているでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

先ほど答弁させていただきましたとおり、クルーズ船寄港時の交流事業や海事機関の広報活動、またイベントや会議などでの利用、そして休憩所や展望スペースとしての利用といった多目的な利用を想定し整備してございますので、演奏会や演劇につきましては、規模や内容によっては適していない場合もあると考えてございます。

○松井委員

多目的ホール利用に当たっての留意事項には、防音設備がないので音響機器を使用する音楽イベント等は原則禁止とも書いています。

それでは、演劇についてはどうでしょうか。演劇となると、照明や音響、舞台、舞台袖、楽屋、機材の搬入経路などが必要になると思うのですが、その環境については整っているのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

多目的ホールは防音設備が整った施設ではないことから、スピーカーなどの音響機器を用いた音楽イベント等は原則禁止としておりますので、演劇も同様に大音量での利用は御遠慮いただいております。

また、演劇に特化した整備は行っていないということもございまして、椅子や机ですとかマイク設備はございますが、いわゆる劇場のような照明や舞台、楽屋などの環境は整っておりません。

○松井委員

整っていないということで、やはり関係者の方も多目的ホールでは劇の舞台は成り立たないと、演劇をやる際には、ただあげればいいというものではないのだということもお聞きしまして、私も実際に見に行ってきたのですが、演劇発表にはなじめないというか、利用できないのだろうとは感じました。

その他の施設ということになれば、マリンホールはありますけれども、ここは料金が非常に高いです。関係者がおっしゃるには、リハーサルも含めて必要な3ステージ分のホール使用料に、楽屋や附属設備、その他を入れますと約50万円かかるということで、これではアマチュア劇団には膨大な金額になるということなのです。

そこでお聞きしたいのですが、アーティストバンクに登録している団体がマリンホールを使用する場合の減免制度はありますか。もしあるとしたら、どのくらいの減免になるのでしょうか。

○(生活環境) 角澤主幹

小樽市民センター条例には、第10条第6項に減免の規定も設けてございますが、同条例の施行規則第10条第1号のイに、小樽市文化芸術振興条例第13条に規定する登録アーティストが主催して、市民に対する文化芸術の発表の活動、リハーサルを除きますが、こうした利用をする場合の利用料金を減免することとしております。また、同規則第10条第2号のイで、この場合の減免の額につきましては、附属設備及び備付品の利用料金並びに冷暖房料を除く使用料の1割に相当する額としております。

○松井委員

それでは、アーティストバンクの目的についてお示してください。

○(教育) 生涯学習課長

小樽市文化芸術振興条例第11条において、文化芸術活動者を把握し、その活動内容を市民に周知することにより、市民の文化芸術に接する機会を拡大するとともに、文化芸術活動者の育成を図ることを目的としております。

○松井委員

では、小樽市文化芸術振興条例にアーティストバンクについて記載がありますがけれども、条例の目的についてもお示してください。

○(教育)生涯学習課長

小樽市文化芸術振興条例第1条におきまして、文化芸術が市民生活に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う個人及び団体の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術施行施策を総合的かつ計画的に推進し、もって小樽市における文化芸術の振興並びに小樽の自然、歴史等に根ざし、個性的で潤いに満ちた市民生活及び活力ある地域社会の実現に資することを目的とすると記載してございます。

○松井委員

小樽市は市民生活に多くの恩恵をもたらす文化芸術を推進していくということだと思うのです。

この中で、市の責務についてですけれども、第3条の2項には何と書いてあるのでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

市は、文化芸術振興施策の策定及び実施に当たっては、市民及び文化芸術活動者の意見が反映されるよう努めなければならないと記載してございます。

○松井委員

それでは、この運河プラザのイベントスペースが利用できなくなることは、運河プラザを利用していた団体にはどのように説明が行われたのでしょうか。

○(産業港湾)港湾室主幹

運河プラザの機能が変わる際どういったふうになるかにつきましては、市のホームページで周知させていただいていたところでございます。

なお、昨年度になりますが、旧運河プラザ三番庫を会議以外のイベント利用で、令和5年度に複数回利用していただいていた複数の団体に、観光船ターミナル多目的ホールの利用についてヒアリング調査をしてきたところでございます。

○松井委員

先ほど、市民と文化芸術活動者の意見を聞いて反映させるよう努めるという条例の中身もありましたけれども、先ほどの劇団が、運河プラザに予約に行った際に来年4月から使えないと決まったことですからと言われて、予約ができなくて大変ショックを受けたのだということをお聞きしたのです。

この運河プラザの雰囲気ですとか、木材を使っているというのが音響上いい効果になっていたようなのですけれども、そこが使えなくなって、代替施設だと言われたところは演劇発表に使えるような施設ではなかったと。また、本格的なホールとなれば、膨大なお金がかかってしまうのだということに困ってしまっていて、利用できる施設の情報に欲しいのだとおっしゃっていました。

ほかにも苦勞している団体があるのではないかと気になるのですけれども、文化芸術団体にアンケートを取るなど、状況を聞いて寄り添った対応をすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○産業港湾部長

今、運河プラザ等、観光船ターミナルの件で御質問いただいておりますので、私から答弁させていただきます。

先ほど担当からも説明させていただきましたが、運河プラザの三番庫の廃止に当たっては、当時は三番庫だけではなくて、運河プラザ自体の機能がどう変わっていくかを御説明させていただいている中で、三番庫の代替施設として、マリンホールといったところを紹介してきたとともに、利用団体の御意見を聞いた上で観光船ターミナルの多目的ホールの整備を進めてきたところです。

今、委員から御質問があつて、一部の団体から多目的ホールは使えない、使いづらいという御意見があることを伺いましたので、改めて港湾と観光で当該団体の方にお話を伺って、どういった形であれば観光船ターミナルの多

目的ホールを使えるのか、使えないのであれば、どういう代替施設であれば活動が継続できるのかといったことを意見交換させていただければと思っています。また、その際には、教育部の担当者にも同席を依頼して、お話を伺ってみたいと考えてございます。

○松井委員

先ほどの文化芸術振興条例に戻ります。

財政上の措置について書いてありますけれども、第5条には何と書いてありますか、お示してください。

○(教育)生涯学習課長

市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとすると考えてございます。

○松井委員

文化を推進すると、そして必要な財政上の措置を講ずるように努めると言っているのに、アーティストバンクの減免が1割というのは少ないのではないかと思います。

例えば、岩内町では地元の劇団は無料だと。また、江別市民文化ホールは5割減免とホームページで確認しています。

本市ももっと減免割合を増やすべきではないでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

今、アーティストバンクの減免割合が少ないので上げてほしいという要望については、こちらでは受けておりませんでした。ただ、本日、文化芸術活動者の負担が大きいというお話も伺いましたので、今後、他都市の取組事例なども参考にしながら減免の拡大がふさわしいのか、また、そういうことが可能なのかなど、必要性も含めて文化芸術活動者へのよりよい支援について考えてまいりたいと思っております。

○松井委員

劇団の方は、地元貢献してきたつもりなのだけれども、このままではいつまで続けられるか分からないとおっしゃっているのです。

迫市長の公約では、誰もが文化、芸術、スポーツに親しむことができる環境の整備ということも掲げていらっしゃいます。

私としては、民間との連携ということも必要になるかもしれないのですけれども、小樽市らしい施設として倉庫などを活用できるようにしてはどうかとも思います。いずれにしても、運河プラザをなくしてしまった市の責任として、市民に根づく文化団体を応援するためにも利用しやすい表現の場というのを検討していただくことをお願いしたいと思います。

◎ウイングベイ小樽への移転施設について

次に、ウイングベイ小樽に移転した施設について伺います。

令和7年第2回定例会の代表質問の中で、小樽市総合福祉センターの利用者から寄せられたアンケートで、室内の音が響き過ぎるという意見が寄せられているという御答弁がありました。このことは、実際に私も利用した際に、強く感じたところです。

このほかに要望として挙がっていることがあればお聞かせいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

頂戴した意見として多かったものとしては、センター通路に設置した掲示板をもっと増やしてほしいといった御要望や、館内の表示をもっと分かりやすくしてほしいといった意見を頂戴しました。

○松井委員

私には、四方の壁が全て真っ白なので目が痛くなるのが何とかならないのかという声が届いてもしました。

先ほどの室内の音が響き過ぎるという状況が発生するのは、どういった理由なのでしょう。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

移転後の小樽市総合福祉センターですが、同一階のフロアに音楽室や点字図書館、研修室などが配置されています。音楽室などでは、音が鳴るような活動等もありますので、音漏れ防止のために防音効果を高めています。この防音効果を高めた結果、密閉性が高まった反面、室内での音が響くといった要因になっているのではないかと考えております。

○松井委員

小樽市勤労女性センターの利用者なのですけれども、壁が天井までないので音が廊下に響くと、隣の音楽スタジオの音も聞こえるということで改善できないかという要望も出ているのですが、どういった理由なのでしょう。

○(生活環境)勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センターにある部屋の中には、壁と天井の間のいわゆる欄間の部分に空間のある部屋もございますが、これについては従来より設置されていた空調設備や消防設備を利用する関係から空間があるものと聞いております。

また、音楽スタジオにつきましては欄間の空間が開いておらず、密閉された部屋であり、ドアも他の部屋より厚めものが設置されておりますが、若干音漏れがある状況となっております。

○松井委員

この件で改善のために何か考えられているようなことはあるのでしょうか。

○(生活環境)勤労女性センター館長

欄間の空間の部分につきましては、先ほども答弁しましたとおり、空調設備や消防設備の関係から、空間を埋めることは現状では困難であるため、これまでも行ってきましたように、利用者の活動内容によって利用する部屋を調整するなど、できるだけ利用者の皆さんに御迷惑をおかけしないようにしてまいりたいと考えております。

また、音楽スタジオの改善などにつきましては、どのような対応が有効か、利用者の意見も参考にしながら検討していきたいと考えております。

○松井委員

先ほどの小樽市総合福祉センターにまた戻りますけれども、室内の音が響き過ぎるという問題は、既に解消に向けた手だては行っていることもお聞きしたのですが、どのような手だてが行われたのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センター内に配置されています点字図書館に録音スタジオがございます。こちらにつきましては、壁に吸音材を追加しまして、一定の吸音効果が得られたと考えております。

○松井委員

先日、小樽市総合福祉センターの利用者に確認しましたら、まだ改善されていない部分があることもお聞きしたのです。

先ほど、吸音材というお話もありましたけれども、例えば床にじゅうたんを敷くとか、壁に穴の空いた木工のボードを貼るということで音の吸収を図るなど、先ほど真っ白で目が痛いという意見もあったのですが、この目の痛みの緩和につながったりするのではないかとと思うのですが、そういう方法についてはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

こちらの小樽市総合福祉センター内の設備なのですが、防火管理上の問題で、燃えづらい、いわゆる不燃性の材質を用いる必要がございます。点字スタジオでも不燃性のカーペットや壁紙を試したのですが、なかなか想定していた効果が得られなかったということで、先ほど別の吸音材を設置したところでございます。

会議室、研修室等ほかの部屋がありますので、そういった部屋でどういった対応が効果的なのか、これは引き続き考えていきたいと思っております。

○松井委員

令和7年第2回定例会で、市長は、御意見に応じていけるような形でできるだけ施設の改善に対応していきたいとおっしゃっていますので、当初、交通の不便やお風呂の問題など、利用者の合意のない状態で移転が決定されたような状況もありましたので、利用者の意見や要望を聞いて、少なくとも前より使いやすくなったという、いい施設だという声が聞けるように検討をさらにお願ひしていきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

移転後の利用者の方の声で、部屋が明るくなったですとか、夏場は空調が効いていて快適になったという意見をいただいております。

さらに、利便性の向上を図れるよう、引き続き利用者の方の声、御要望等を伺いながら、施設のよりよい運用に当たっていきたくと考えております。

○松井委員

◎難聴児への補聴器助成について

次に、難聴児への補聴器助成についてです。

先月は聴覚障害者の国際スポーツ大会、東京デフリンピックもありまして、難聴の問題にも関心が高まりました。耳が聞こえにくいという難聴の子供への支援について教育委員会に伺います。

補聴器を必要とするなど、難聴の児童・生徒について把握しているか、伺います。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

人数が多くございませんので、数字でのお答えは控えさせていただきますが、該当する児童・生徒個々の状態については把握してございます。

○松井委員

それでは、難聴など耳が聞こえづらいなどの相談があった場合には、どのような対応をされているのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

児童・生徒本人や、その保護者からは学校への相談が多いと考えてございますが、相談があった場合につきましては、本人の状況、困り感を捉えまして、医師の助言も踏まえてどのような学び方、そして支援がよいのかを保護者を含めた関係者で考えていく対応をしてございます。

○松井委員

福祉保険部にお聞きします。

聴覚障害として身体障害者手帳が交付されるのは、どのくらいの聴力レベルでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

両耳の聴力レベルが70デシベル以上の場合、または片方の耳の聴力レベル90デシベル以上で、もう一方の耳が50デシベル以上の場合が交付の対象となります。

○松井委員

それでは、身体障害者手帳の交付対象にならない軽度や中等度の難聴児への補装具の支援はありますか。あるとしたら、どのようなものがあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の難聴の子供に対しましては、補聴器購入の補助がございます。

○松井委員

では、補聴器購入の助成対象となるのはどのような方でしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

まず、18歳未満であること、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象外であること、補

聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者、他の法令に基づく給付を受けていない、これらの全ての要件を満たす方が対象となります。

○松井委員

では、昨年度と今年度の利用申請件数は何件なのか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

令和6年度の申請件数は4件です。令和7年度は11月末現在になりますが、5件の申請がございます。

○松井委員

その補助割合の基準はありますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準に定める購入または修理の額の100分の106に相当する額と、実際に購入または修理に要した額のいずれか低いほうの額の3分の2を補助することになり、自己負担は3分の1となります。

○松井委員

それでは、今年度は5件とお聞きしましたが、5件分の市からの補助額は幾らになるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

3分の2に相当する公費負担した補助の金額ですけれども、1万3,420円から8万1,670円の範囲で補助しております。

○松井委員

この5件の購入費の中で、国の基準額を超えたものはありますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

国の基準額を超えたものはありませんでした。

○松井委員

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度や中度の難聴児を対象に補聴器購入助成をする自治体が今増えている中で、本市でもこの制度が導入されていることをお聞きして、まずは安心しました。

ただ、多くの自治体で両耳ともに30デシベル以上を補助対象としている中で、札幌市や石狩市、北斗市などでは、片耳難聴も補助対象に含めています。本市でも対象の拡充を検討してはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

本市では、北海道の地域づくり総合交付金を活用しており、北海道の交付要件に合わせ、市でも要綱を作成し補助しております。北海道の交付要件を超えての補助ということになりますので、一般財源で市が負担することになり、国や北海道の要件に基づき補助しております他の補装具やサービスにつきましても、公平性の観点から対象拡大ということにもつながりますので、厳しい財政状況にある本市としましては大変大きな負担となりますので、今のところは難しいと考えております。

○松井委員

先日の北海道新聞に、札幌市の片耳難聴も補助対象としている事業についての記事がありました。そして、子供の難聴は学習の遅れや自信の喪失につながりやすいと。また、補聴器の使用開始は早ければ早いほど望ましいという子供の難聴に詳しい耳鼻科医の言葉を紹介しています。

また、美幌町では、補聴器使用により日常生活、学習上のハンデの減少が期待できるという医師の意見書がつけられた片耳の助成を求める申請が1件あったということから、2026年度に向けて片耳分も助成の対象にするということを要綱に改正することを決めています。

先ほど財政的に厳しいということがありましたけれども、対象になる人数は少ないのですから、それほどでもな

いのではないかと私は思うのです。補聴器が必要な難聴児を応援できるという体制づくりをぜひ検討していただきたいと思っています。

助成の拡充については、また今後も改めて質問させていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。